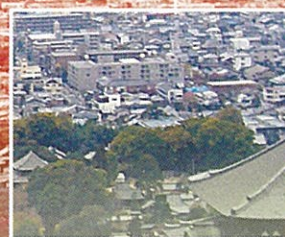


奈良の企業支援ガイドブック

〔雇用支援編〕

2010年度版



発刊によせて

現在の我が国経済は、急速な円高や世界経済の減速などにより景気回復の勢いが弱まっており、雇用情勢も依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、奈良県では、経済活性化とくらしの向上を県の最重要課題として取り組んでいます。今年4月には、奈良の未来を創る「5つの構想案」を掲げ、その一つとして、雇用、消費、投資が県内で活発に循環することを目標とした「ポストベッドタウン奈良」構想を位置づけました。その中で、「産業・雇用振興プロジェクト」を立ち上げ、今後の県の産業構造のあるべき姿や、産業分野別の効果的な支援策、雇用の質の向上や雇用のミスマッチの解消のための方策について、有識者などの意見を聴きながら検討を進めています。

本年は我が国の本格的な首都「平城京」が誕生して1300年の節目を祝う記念事業を実施しており、当初の目標を上回る多くの方にお越しいただき、県産業の活性化に寄与しているところですが、今後も持続的な県産業の発展と安定した雇用環境を実現していくためには、企業の皆様の活力が不可欠です。

このガイドブックでは、意欲ある企業のみなさんに活用していただけるよう、雇用に関する助成金などの有益な情報を一冊にまとめてご紹介しております。大いにご活用いただき、活力ある企業づくりに各種制度をご利用いただければ幸いに存じます

奈良県知事

荒井 正吾



「奈良の企業支援ガイドブック〔雇用支援編〕」ご利用の手引き

このガイドブックは、中小企業者のみなさまや新たに事業を起こそうと考えている方々を対象に、中小企業支援策等をご利用になる際の手引書として、雇用・労働関係助成金等を幅広く紹介しています。

ご利用になりたい支援策を、6ページから11ページの「インデックス」で目的別にお探しください。

なお、本年6月に発行しております、奈良県や国、支援団体等の経営支援策をまとめた「奈良の企業支援ガイドブック〔経営支援編〕」と併せてご利用ください。

注意点

- 1 掲載されている内容は、各支援策の「概要」です。各支援策の活用に当たっては併給調整が必要となる場合がありますので、実際の施策利用に際しては、詳細な内容を関係機関にお問い合わせください。
お問い合わせ先の電話番号については、各支援策のページに記載している他、巻末にも掲載しております。
- 2 掲載されている施策は、項目、要件、申請時期などが変更されている場合もありますので、ご注意ください。
- 3 このガイドブックは、特に注意がない限り、平成22年10月現在で編集されていません。

今後とも、より一層みなさまにとって使いやすいガイドブックの作成に努めて参りますので、本冊子についてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡ください。

財団法人奈良県中小企業支援センター
経営支援課 人材確保係
TEL.0742-30-5070
奈良市柏木町129-1
なら産業活性化プラザ3F

目 次

○インデックス	6
---------	---

I 創業したい

受給資格者創業支援助成金	12
高年齢者等共同就業機会創出助成金	13
地域再生中小企業創業助成金	14

II 新たに雇用したい

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）	15
特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）	16
建設業離職者雇用開発助成金	17
地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）	18
地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金（中核人材用））	19
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	20
若年者等正規雇用化特別奨励金（平成24年3月31日までの時限措置）	21
3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金（平成24年3月31日までの暫定措置）	22
介護基盤人材確保等助成金	23
介護未経験者確保等助成金	24
試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）	25
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（平成24年3月31日までの暫定措置）	26
実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金	27
正規雇用奨励金（実習型）	28
新卒者就職応援プロジェクト	29
人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）	30
地域活性化・雇用促進資金	31
奈良県企業立地促進補助金	32
奈良県企業活力集積促進補助金	33
奈良県企業定着促進補助金	34
奈良県企業立地人材確保支援補助金	35
奈良県企業立地促進優遇税制	36

III 雇用を維持したい

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	37
定年引上げ等奨励金（中小企業定年引上げ等奨励金）	38
定年引上げ等奨励金（高年齢者雇用モデル企業助成金）	39
定年引上げ等奨励金（高年齢者雇用確保充実奨励金）	40

IV 労働者の再就職を援助したい

労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金）	41
労働移動支援助成金（再就職支援給付金）	42

V 障害者を雇用したい・雇用管理の改善を行いたい

障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）	43
特例子会社等設立促進助成金	44
発達障害者雇用開発助成金	45
難治性疾患患者雇用開発助成金	46
精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金	47
障害者作業施設設置等助成金	48
障害者福祉施設設置等助成金	49
障害者介助等助成金	50
職場適応援助者助成金	52
精神障害者雇用安定奨励金（精神障害者支援専門家活用奨励金）	53
精神障害者雇用安定奨励金（社内精神障害者支援専門家養成奨励金）	54
精神障害者雇用安定奨励金（社内理解促進奨励金）	55
精神障害者雇用安定奨励金（ピアサポート体制整備奨励金）	56
重度障害者等通勤対策助成金	57
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	58
障害者就業・生活支援センター設立準備助成金	59

VI 雇用管理の改善を行いたい

人材確保等支援助成金（中小企業人材確保推進事業助成金）	60
中小企業雇用安定化奨励金（正社員転換制度奨励金）	61
中小企業雇用安定化奨励金（共通処遇制度奨励金）	62
中小企業雇用安定化奨励金（共通教育訓練制度奨励金）	63
短時間労働者均衡待遇推進等助成金（資格・評価制度（共通））	64
短時間労働者均衡待遇推進等助成金（資格・評価制度（パート））	65
短時間労働者均衡待遇推進等助成金（正社員転換制度）	66
短時間労働者均衡待遇推進等助成金（健康診断制度）	67
短時間正社員制度導入促進等助成金	68
育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金） （平成24年3月31日までの時限措置）	69
育児・介護雇用安定等助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金）	70
育児・介護雇用安定等助成金 （両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース））	71
育児・介護雇用安定等助成金 （両立支援レベルアップ助成金（代替要員確保コース））	72

育児・介護雇用安定等助成金 （両立支援レベルアップ助成金（子育て期の短時間勤務支援コース））	73
育児・介護雇用安定等助成金 （両立支援レベルアップ助成金（休業中能力アップコース））	74
育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置）	75
介護労働者設備等整備モデル奨励金	76
人材確保等支援助成金（建設教育訓練助成金）	77
人材確保等支援助成金（建設事業主雇用改善推進助成金）	78
人材確保等支援助成金（建設事業主団体雇用改善推進助成金）	79
人材確保等支援助成金（建設業人材育成支援助成金）	80
中小企業退職金共済制度	81

Ⅶ 労働者の能力開発等を行いたい

キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）	82
中小企業雇用創出等能力開発助成金	84
キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）	85
建設業新分野教育訓練助成金	86
中小企業等基盤強化税制	87
地域雇用開発能力開発助成金	88
職場適応訓練制度	89

○中小企業の定義について	90
--------------	----

○問い合わせ先一覧	91
-----------	----

インデックス 1

支 援 制 度 の 分 類		
I 創業したい	1 雇用保険の受給資格者が創業	
	2 高齢者が共同して創業	
	3 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域で創業	
II 新たに雇用したい	1 特定求職者を雇用	(1) 高齢者、障害者、母子家庭の母等を雇用
		(2) 65歳以上の方を雇用
		(3) 建設業以外の事業主が建設業離職者を雇用
	2 雇用機会の増大が必要な地域で雇用	(1) 当該地域に居住する求職者を雇用
		(2) 中核的人材を雇用
	3 若年労働者の雇用	(1) 派遣労働者を長期間雇用
		(2) 年長フリーター等を雇用
		(3) 3年以内既卒者を正規雇用
4 介護労働者の雇用管理の改善	(1) 介護人材を雇用	
	(2) 介護業務の未経験者を雇用	
5 試行雇用、実習型雇用	(1) 就職困難者を一定期間試行雇用	
	(2) 3年以内既卒者を一定期間試行雇用	
	(3) 求職者を実習型雇用により受入	
	(4) 実習型雇用終了後に雇用	
	(5) 新卒者のインターンシップ受入	
6 経営基盤の強化となる人材を雇用		
7 事業拡大に併せた雇用		
8 県内への工場・研究所の立地に際して雇用		
III 雇用を維持したい	1 雇用調整	
	2 定年引き上げや定年の定め廃止等	

支援の概要	支援項目	ページ
雇用保険の受給資格者が創業した場合の助成金	受給資格者創業支援助成金	12
高齢者等が共同して創業した場合の助成金	高齢者等共同就業機会創出助成金	13
雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域で創業することに伴い求職者を雇い入れた場合の助成金	地域再生中小企業創業助成金	14
高齢者、障害者等の就職が困難な方を雇い入れた場合の助成金	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）	15
65歳以上の離職者を雇い入れた場合の助成金	特定求職者雇用開発助成金（高齢者雇用開発特別奨励金）	16
建設業を離職された方を雇い入れた場合の助成金	建設業離職者雇用開発助成金	17
地域求職者等を雇い入れた場合の助成金	地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）	18
地域求職者の雇入れに伴い中核人材を受け入れた場合の助成金	地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金（中核人材用））	19
派遣先で派遣労働者を雇い入れた場合の奨励金	派遣労働者雇用安定化特別奨励金	20
年長フリーターや内定を取り消された学生等を雇い入れた場合の奨励金	若年者等正規雇用化特別奨励金（平成24年3月31日までの時限措置）	21
大学等の既卒者を正規雇用した場合の奨励金	3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金（平成24年3月31日までの暫定措置）	22
雇用管理改善業務を担う介護人材を雇い入れた場合の助成金	介護基盤人材確保等助成金	23
介護関係業務の未経験者を雇い入れ、定着させた場合の助成金	介護未経験者確保等助成金	24
特定の求職者を短期間の試行雇用として雇い入れた場合の奨励金	試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）	25
卒業後も就職活動継続中の新規学卒者を有期雇用で育成し、正規雇用した場合の奨励金	3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（平成24年3月31日までの暫定措置）	26
十分な技能・知識を有しない求職者を受け入れた場合の奨励金及び助成金	実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金	27
実習型雇用終了後に対象者を常時雇用として雇い入れた場合の奨励金	正規雇用奨励金（実習型）	28
実習プログラムに沿った長期間の職場実習に新卒者を受け入れた場合の助成金を支給する制度	新卒者就職応援プロジェクト	29
中小企業事業主が経営基盤の強化に資する人材を雇い入れた場合の助成金	人材確保等支援助成金（中小企業基盤人材確保助成金）	30
特定の地域において雇用創出効果が見込まれる設備投資を行った場合の融資	地域活性化・雇用促進資金	31
大規模立地において県内から新たに常用雇用した場合の補助金	奈良県企業立地促進補助金	32
中規模立地において県内から新たに常用雇用した場合又は（県内外を問わず）大量に常用雇用した場合の補助金	奈良県企業活力集積促進補助金	33
工場等の機能強化において県内から新規常用雇用した場合の補助金	奈良県企業定着促進補助金	34
立地企業が人材確保の求人広告等を行う場合の補助金	奈良県企業立地人材確保支援補助金	35
一定の要件を満たす企業立地に対する事業税等の軽減	奈良県企業立地促進優遇税制	36
事業活動が縮小する中で雇用の維持に取り組んだ場合の助成金	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	37
定年の引上げや定年の定め廃止等を実施した事業主の方等への奨励金	定年引上げ等奨励金（中小企業定年引上げ等奨励金）	38
高齢者の職域の拡大や外部の高齢者の採用等を実施した事業主の方への奨励金	定年引上げ等奨励金（高齢者雇用モデル企業助成金）	39
事業主団体が傘下企業について定年引き上げや雇用確保措置の充実を実施した場合の奨励金	定年引上げ等奨励金（高齢者雇用確保充実奨励金）	40

インデックス 2

支 援 制 度 の 分 類		
Ⅳ 労働者の再就職を援助したい	1 雇用している労働者の再就職援助	
Ⅴ 障害者を雇用したい・雇用管理の改善を行いたい	1 障害者の雇用	(1) 初めての障害者雇用 ----- (2) 特例子会社の設立 ----- (3) 発達障害者を雇用 ----- (4) 難病のある人を雇用 ----- (5) 精神障害者を試行雇用
	2 障害者の雇用管理の改善	(1) 作業施設、作業設備等の整備 ----- (2) 福利厚生施設の整備 ----- (3) 雇用管理のために必要な介助等の措置 ----- (4) 職場適応援助者による援助 ----- (5) 精神障害者が働きやすい職場づくり ----- ----- (6) 通勤を容易にするための措置 ----- (7) 障害者を多数雇い入れ、事業施設等を整備 ----- (8) 障害者就業・生活支援センターの設立
Ⅵ 雇用管理の改善を行いたい	1 事業協同組合等が行う雇用管理の改善	
	2 有期契約労働者等の雇用管理の改善	(1) 契約労働者の雇用管理の改善 ----- (2) パートタイム労働者の雇用管理の改善 ----- ----- (3) 短時間正社員制度の実施

支援の概要	支援項目	ページ
離職を余儀なくされる労働者の再就職援助のための措置を講じた場合の助成金	労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金）	41
離職を余儀なくされる労働者の再就職援助を、職業紹介事業者に委託し再就職が実現した場合の助成金	労働移動支援助成金（再就職支援給付金）	42
中小企業の事業主が初めて障害者を雇い入れた場合の奨励金	障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）	43
特例子会社等を設立し、障害者を雇い入れた場合の助成金	特例子会社等設立促進助成金	44
発達障害者を雇い入れた場合の助成金	発達障害者雇用開発助成金	45
難病のある人を雇い入れた場合の助成金	難治性疾患患者雇用開発助成金	46
精神障害者等ステップアップ雇用により雇い入れた場合の奨励金	精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金	47
作業施設、作業設備等の整備等を行う事業主の方への助成金	障害者作業施設設置等助成金	48
福利厚生施設の整備等を行う事業主の方への助成金	障害者福祉施設設置等助成金	49
雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金	障害者介助等助成金	50
障害者に対する職場適応援助者による援助を行う社会福祉法人等または事業主の方への助成金	職場適応援助者助成金	52
精神障害者の支援の専門家を雇用・委嘱した場合の奨励金	精神障害者雇用安定奨励金（精神障害者支援専門家活用奨励金）	53
精神障害者の支援を担当する専門家を養成した場合の奨励金	精神障害者雇用安定奨励金（社内精神障害者支援専門家養成奨励金）	54
精神障害者と働くために役立つ講習を受講させた場合の奨励金	精神障害者雇用安定奨励金（社内理解促進奨励金）	55
精神障害者にピアサポートの業務を担当させた場合の奨励金	精神障害者雇用安定奨励金（ピアサポート体制整備奨励金）	56
通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金	重度障害者等通勤対策助成金	57
障害者を多数雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	58
障害者就業・生活支援センター設立の準備に要する費用に対する助成金	障害者就業・生活支援センター設立準備助成金	59
事業協同組合等が構成中小企業者の雇用管理の改善を行った場合の助成金	人材確保等支援助成金（中小企業人材確保推進事業助成金）	60
有期契約労働者を正社員に転換する制度を導入した場合の奨励金	中小企業雇用安定化奨励金（正社員転換制度奨励金）	61
正社員と共通の処遇制度を導入した場合の奨励金	中小企業雇用安定化奨励金（共通処遇制度奨励金）	62
正社員と共通の教育訓練制度を導入した場合の奨励金	中小企業雇用安定化奨励金（共通教育訓練制度奨励金）	63
正社員と共通の評価・資格制度を導入した場合の助成金	短時間労働者均衡待遇推進等助成金（資格・評価制度（共通））	64
パートタイム労働者の能力・職務に応じた評価・資格制度を導入した場合の助成金	短時間労働者均衡待遇推進等助成金（資格・評価制度（パート））	65
パートタイム労働者を正社員へ転換した場合の助成金	短時間労働者均衡待遇推進等助成金（正社員転換制度）	66
パートタイム労働者の健康診断制度を導入した場合の助成金	短時間労働者均衡待遇推進等助成金（健康診断制度）	67
短時間正社員制度を導入・運用する場合の助成金	短時間正社員制度導入促進等助成金	68

支 援 制 度 の 分 類		
(Ⅵ 雇用管理の改善を行いたい)	3 育児・介護労働者の雇用管理の改善	(1) 初めて育児休業者が出た場合 (2) 保育施設を事業所内に設置 (3) 労働者が育児・介護サービスを利用 (4) 育児休業取得者の代替要員を確保 (5) 短時間勤務制度の実施 (6) 職場復帰プログラムの実施 (7) 経済的支援の実施 (8) 介護福祉機器の導入
	4 建設労働者の雇用管理の改善	(1) 技能の向上のため教育訓練 (2) 雇用の改善 (3) 事業主団体が雇用の改善 (4) 事業主団体が人材育成を支援
	5 退職金制度の設置	
Ⅶ 労働者の能力開発等を行いたい	1 雇用している労働者のキャリア形成	(1) 職業訓練等の実施 (2) 職業能力検定の実施 (3) 建設事業主が教育訓練を実施 (4) 中小企業等が従業員研修を実施
	2 雇い入れた求職者のキャリア形成	

支援の概要	支援項目	ページ
中小企業において初めて育児休業者が出た場合の助成金	育児・介護雇用安定等助成金（中小企業子育て支援助成金）（平成24年3月31日までの時限措置）	69
保育施設を事業所内に設置し、運営する場合の助成金	育児・介護雇用安定等助成金（事業所内保育施設設置・運営等助成金）	70
労働者が育児・介護サービスを利用した費用の補助を行った場合の助成金	育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金（育児・介護費用等補助コース））	71
育児休業取得者の代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合の助成金	育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金（代替要員確保コース））	72
短時間勤務制度を設けて子育て期の労働者が利用した場合の助成金	育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金（子育て期の短時間勤務支援コース））	73
育児・介護休業取得者に対する職場復帰プログラムを実施した場合の助成金	育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金（休業中能力アップコース））	74
育児休業期間中に経済的支援を行った場合の助成金	育児休業取得促進等助成金（育児休業取得促進措置）	75
新たに介護福祉機器を導入した事業主に対する奨励金	介護労働者設備等整備モデル奨励金	76
建設労働者の技能の向上のため教育訓練を行った場合の助成金	人材確保等支援助成金（建設教育訓練助成金）	77
建設労働者の雇用の改善を行った場合の助成金	人材確保等支援助成金（建設事業主雇用改善推進助成金）	78
建設業の事業主団体が構成員である建設事業主に雇用される建設労働者の雇用の改善を行った場合の助成金	人材確保等支援助成金（建設事業主団体雇用改善推進助成金）	79
建設業の事業主団体が、小学校、中学校、高校等におけるキャリア教育への支援を行った場合の助成金	人材確保等支援助成金（建設業人材育成支援助成金）	80
単独で退職金制度を設けることができない中小企業について事業主の相互共済と国の支援により設置	中小企業退職金共済制度	81
労働者に職業訓練等を受けさせる場合の助成金	キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）	82
中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主が、職業訓練を実施した場合の助成金	中小企業雇用創出等能力開発助成金	84
労働者に職業能力検定等を受けさせる場合の助成金	キャリア形成促進助成金（職業能力評価推進給付金）	85
建設業以外の新分野へ進出する中小建設事業主の方への助成金	建設業新分野教育訓練助成金	86
中小企業等が従業員研修を実施した場合の、費用の一定割合を法人税・所得税から税額控除	中小企業等基盤強化税制	87
雇用機会が著しく不足している地域の事業主が求職者を雇い入れ、職業訓練を実施した場合の助成金	地域雇用開発能力開発助成金	88
障害者等に職業訓練等を受講させた場合の助成金を支給する制度	職場適応訓練制度	89

受給資格者創業支援助成金

趣旨・目的

雇用保険の受給資格者自らが創業し、創業後1年以内に労働者を雇い入れて雇用保険の適用事業主となった場合に、創業に要した費用の一部を助成します。

概要

雇用保険の受給資格者^(※1)が、あらかじめ労働局又はハローワークに「法人等設立事前届」を提出した上で法人を設立し^(※2)、設立日^(※3)から1年以内に、労働者を一般被保険者^(※4)として雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合、法人等の設立・運営に要した費用の一部を助成します。

- ※1 離職日における算定基礎期間が5年以上あり、かつ、法人等設立日の前日において、支給残日数が1日以上ある受給資格者に限ります。
- ※2 個人事業主が開業すること、及び第三者が設立している法人に出資し当該法人の代表者となることを含みます。
- ※3 個人事業主の場合は、開業日又は労働者を雇い入れた日のうちいずれか早い日を指します。
- ※4 単に一般被保険者を雇用するのではなく、助成金を受給された後も当該労働者を引き続き、相当期間雇用することが確実であると認められることが条件となります。

【助成額】

法人の設立・運営に要した費用の1/3（上限150万円）

ただし、法人等設立後1年以内に2人以上労働者を一般被保険者として雇い入れた場合は、50万円の上乗せ

助成対象となる費用は、第1回目の支給申請時までには支払が完了したものに限られます。

なお、助成対象となる費用のうちの一部については、法人の設立の日から起算して3か月の期間内に支払の発生原因が生じていない場合は、助成対象となりません。

また、法人への出資金、不動産購入費、原材料・消耗品購入費、人件費、光熱水料、税金等は助成対象となりません。

【助成対象となる費用の例】

法人等の設立に要した経費（経営コンサルタント等の相談費用、出資金払込手数料等）、運営経費（事務所・店舗等の賃借料、内外装工事費、設備・備品・車両等の購入費、機器のリース料等）、職業能力開発経費（講習・研修会等の受講費用等）、雇用管理の改善に要した経費（労働者の募集、就業規則の策定に係る経費等）

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92, No28)
(P92, No31)

高齢者等共同就業機会創出助成金

趣旨・目的

45歳以上の高齢者等3人以上が共同して新たに法人を設立し、労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業機会を創設した場合に、当該事業の開始に要した一定範囲の費用について、500万円を上限に助成します。

概要

【支給対象事業主】 次のいずれにも該当する新たに設立された法人の事業主

- 次のいずれにも該当する45歳以上の高齢者等3人以上がそれぞれ出資し、設立した法人であること。
 - 法人の設立登記の日から当該法人において就業（専業）しており、他の事業主の雇用労働者、他の法人の役員又は個人事業主でない者
 - 法人の設立登記の日から起算して1年前の日から当該法人設立登記の日の前日までの期間にア～エに当てはまらない者であること。
 - 自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された者
 - 正当な理由がなく自己の都合によって退職した者（退職時の年齢が60歳以上の場合を除く。）
 - 個人事業主であった者
 - 法人の役員（雇用労働者を除く。）であった者
- 高齢创业者のうち、いずれかの者が当該設立法人の代表者であること。
- 高齢创业者の議決権の合計が総社員又は総株主の議決権の過半数を占めている法人であること。
- 法人の最初の事業年度末における自己資本比率が50%未満である事業主であること。
- 支給申請日までに45歳以上65歳未満の者を、雇用保険被保険者として1人以上雇い入れ、かつ、その後も継続して雇用していること。
- 法人の設立登記の日から6か月以上事業を営んでいること。
- 高齢者等共同就業機会創出事業計画書を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構から関係業務を受託した法人経由で高障機構に提出し、認定を受けた事業主であること。
- 継続性を有する事業計画書に基づき事業を行う事業主であること。等

【支給対象経費】 次の1及び2の合計額（人件費その他対象とされない経費があります。）

- 法人設立に要した費用（150万円上限）
法人設立に必要な最低限の期間（法人の設立登記前概ね1か月程度）に費用が発生したもの。
- 法人の運営に要する費用
法人の設立登記の日から起算して6か月の期間内に費用が発生したもの。

【支給金額】

支給金額（千円未満切り捨て）＝支給対象経費の合計額×2／3（最大500万円まで）

問い合わせ先

(独)高齢・障害者雇用支援機構 奈良 高齢・障害者雇用支援センター
TEL：0742-30-2245 (P92, No.32)

地域再生中小企業創業助成金

趣旨・目的

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域再生事業を行う法人を設立又は個人事業を開業し、雇用保険の一般被保険者として労働者を1人以上雇い入れた場合、創業に係る経費の一部及び雇入れの人数に応じて一定額を助成します。

概要

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域^(※1)において、地域再生事業^(※2)を行う法人を設立又は個人事業を開業（以下「法人等の設立等」といいます。）し、それに伴い、雇用保険の一般被保険者として労働者を1人以上雇い入れ、6か月以上雇用した場合に、一定の要件を満たせば、創業に係る経費の一部及び雇入れの人数に応じて一定額を助成します。

※1 奈良県は、雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域に該当します。

また、この地域は、第1種地域再生中小企業創業助成金の適用地域及び第2種地域再生中小企業創業助成金が適用される地域の2つに区分され、奈良県は第2種となっています。

なお、第2種には、創業に当たって、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県から第2種の地域への住所又は居所の変更が必要な転入を行った場合（以下「U・Iターン」といいます。）も含まれます。

※2 地域再生事業とは、奈良県等からなる協議会等が定める雇用創出に資する重点産業分野で当該協議会等が奈良労働局へ届け出た地域再生分野に該当する事業です。奈良県は飲食料品小売業、その他の小売業、飲食店、食料品製造業、情報サービス業、宿泊業の6分野となっております。

1. 創業支援金

法人等の設立等の日から起算して6か月以内に要し、かつ6か月以内に支払った対象経費の合計額に以下の割合を乗じた額が支給されます。

(1) 第2種（U・Iターンの場合）の場合 合計額の1/2

対象労働者5人以上雇い入れた場合 上限額 1,000万円

対象労働者5人未満雇い入れた場合 上限額 600万円

(2) 第2種（U・Iターンの場合を除く）の場合 合計額の1/3

対象労働者5人以上雇い入れた場合 上限額 500万円

対象労働者5人未満雇い入れた場合 上限額 300万円

2. 雇入れ奨励金

第2種の場合 対象労働者1人につき30万円（上限100人）

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92, No28)
(P92, No31)

特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金)

趣旨・目的

高年齢者、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な方を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。

概要

下表の求職者を、ハローワーク等^(※1)の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れた場合^(※2)、下表に掲げる額を支給します。

※1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

※2 助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実な場合に限りです。

【短時間労働者^(※3)以外】

対 象 者 ^(※4)	支 給 額	助成対象期間
高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等 ^(※5)	50(90)万円	1年
身体・知的障害者	50(135)万円	1年(1年6か月)
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	100(240)万円	1年6か月(2年)

【短時間労働者】

対 象 者 ^(※4)	支 給 額	助成対象期間
高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等 ^(※5)	30(60)万円	1年
障害者	30(90)万円	1年(1年6か月)

()内は中小企業事業主に対する支給額

※3 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者を指します。

※4 雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限りです。

※5 表中の者以外に、以下の者も対象労働者となります。

中国残留邦人等永住帰国者、北朝鮮帰国被害者等、認定駐留軍関係離職者(45歳以上)、漁業離職者求職手帳所持者(45歳以上)、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者(45歳以上)、認定港湾運送事業離職者(45歳以上)。

問い合わせ先

各公共職業安定所 (P92, No.31)
奈良労働局 職業安定部 職業対策課 TEL: 0742-32-0209 (P92, No.28)

特定求職者雇用開発助成金 (高年齢者雇用開発特別奨励金)

趣旨・目的

高年齢者（65歳以上の方）をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金の一部を助成します。

概要

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者（※1）を、ハローワーク等（※2）の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れた場合（※3）、下表に掲げる額を支給します。

※1 以下の要件を満たす者に限ります。

- ①雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない者
- ②雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者
- ③雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった者

※2 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者。

※3 1年以上継続して雇用する事が確実な場合に限りです。

一週間の所定労働時間	支給額
30時間以上	50(90)万円
20時間以上30時間未満	30(60)万円

()内は中小企業に対する支給額

問い合わせ先

各公共職業安定所 (P92, No31)
奈良労働局 職業安定部 職業対策課 TEL : 0742-32-0209 (P92, No28)

建設業離職者雇用開発助成金

趣旨・目的

45歳以上60歳未満の建設業離職者を、ハローワーク等の紹介により、雇い入れた建設業以外の事業主に対し、賃金の一部を助成します。

概要

建設業以外の事業主が雇入れ日の満年齢が45歳以上60歳未満の建設業離職者^(※)を、ハローワーク等の紹介により、平成22年2月8日から平成23年3月31日までの間に雇用保険の一般被保険者（短時間労働者を除く）として雇い入れ、助成金の支給対象期間（1年間）及び当該期間経過後も引き続き雇用する場合、下表に掲げる額を支給します。

※ 以下の要件を満たす者に限ります。

- ①雇入れ日の前日から過去1年間において、公共職業訓練等又は緊急人材育成支援事業による基金訓練を受講していない。
- ②雇入れ日の前日から過去1年間において、6か月間以上、建設事業を行う事業所において建設事業に従事していた（複数の事業所で建設事業に従事した場合は、その期間の合計）〔建設事業に従事した事業所（1か所まで可）に係る雇入通知書、雇用契約書又は給与等の支払いがわかる資料が必要です〕あるいは、雇入れ日の前日から過去1年間において、建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主であった〔建設業の許可証、廃業届、所得税申告書等建設事業を行っていたことがわかる資料が必要です〕。

	6か月経過後	12か月経過後	計
中 小 企 業	45万円	45万円	90万円
中小企業以外の企業	25万円	25万円	50万円

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92, No.28)
(P92, No.31)

地域雇用開発助成金 (地域求職者雇用奨励金)

趣旨・目的

雇用機会が特に不足している地域等において、要した経費が300万円以上の事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、当該地域に居住する求職者等を3人（創業については2人）以上雇い入れた場合、一定額を助成します。

概要

同意雇用開発促進地域^(※1)又は過疎等雇用改善地域^(※2)において、地域求職者等を継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れ、かつ、それに伴い事業所の設置・整備を行った事業主に対して、雇い入れた労働者の数及び設置・整備に要した費用に応じて、下表に掲げる額を1年ごとに3回支給します。

※1 県内の対象地域

北和地域（奈良市、天理市、生駒市、山添村）

中和地域（大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、東吉野村、大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）

※2 県内の対象地域

五條市、宇陀市（旧宇陀郡菟田野町、旧同郡室生村の区域）、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）、吉野郡（吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万円以上 5,000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

() は創業の場合

※ 上記費用に関しては、対象となる範囲等が定められています。

また、雇い入れた対象労働者が、事業主都合による解雇等により、前職を離職していた場合、第2回目以降の支給時期に在職しているものの数（最大5人まで。補充者は含まれません。）に応じ、1人につき50万円の追加助成を行います。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL : 0742-32-0209 (P92, No28)
(P92, No31)

地域雇用開発助成金 (地域求職者雇用奨励金(中核人材用))

趣旨・目的

雇用機会が特に不足している地域等において、新たな事業展開に資すると認められる中核人材労働者を受け入れ、それに伴い、受け入れた中核人材労働者の数の2倍以上の数の当該地域に居住する求職者を雇い入れた場合、受け入れた中核人材労働者の人数に応じて一定額を助成します。

概要

同意雇用開発促進地域^(※1)において、中核人材労働者^(※2)を受け入れ、かつ、それに伴い受け入れた中核人材労働者数の2倍以上の地域求職者を継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れた場合に、受け入れた中核人材労働者の人数(上限5人まで)に応じて、以下の額を2回に分け、半年ごとに支給します。

中核人材労働者1人あたり 100万円(中小企業 140万円)

ただし、同意自発雇用創造地域^(※3)の地域重点分野に該当する事業主の場合

中核人材労働者1人あたり 150万円(中小企業 210万円)

※1 県内の対象地域

北和地域(奈良市、天理市、生駒市、山添村)

中和地域(大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、東吉野村、大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町)

※2 中核人材労働者とは、熟練技能者(生産工程に係る業務に7年間以上従事していた者)、製品・技術の開発担当者(技術系の大学の教育課程を修了し、又はこれと同等以上の専門的知識を有し、かつ製品・技術開発、生産管理、技術指導の業務に7年間以上従事していた者)又は新分野進出等により新たに発生する事業における業務に就く者(事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的知識を有するか、部下を指揮・監督する業務に従事する課長相当職以上の者で年収400万以上(賞与を除く)の賃金の者)をいいます。

※3 県内の対象地域

十津川村

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課 TEL: 0742-32-0209 (P92, No.28)
各公共職業安定所 (P92, No.31)

派遣労働者雇用安定化特別奨励金

趣旨・目的

6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期又は6か月以上の有期で直接雇い入れた場合、奨励金を支給します。

概要

派遣労働者を直接雇い入れてから6か月、1年6か月、経過後、下表に掲げる額を支給します。

		期間の定めのない労働契約の場合		6か月以上の期間の定めのある労働契約の場合		
大企業	計 50万円	6か月経過後	25万円	計 25万円	6か月経過後	15万円
		1年6か月経過後	12万5千円		1年6か月経過後	5万円
		2年6か月経過後	12万5千円		2年6か月経過後	5万円
中小企業	計100万円	6か月経過後	50万円	計 50万円	6か月経過後	30万円
		1年6か月経過後	25万円		1年6か月経過後	10万円
		2年6か月経過後	25万円		2年6か月経過後	10万円

[注] 労働者派遣法第40条の4(※1)及び40条の5(※2)の雇用契約の申込対象とならないものであること。

※1 第40条の4について

派遣受け入れ期間に制限がある業務について、抵触日以降も同一業務で派遣労働者を使用しようとする場合は、雇用契約の申込の対象となるため、この奨励金の支給対象とはなりません。

※2 第40条の5について

派遣期間の制限がない業務(26業務)について、同一業務に同一労働者を3年以上超えて受け入れており、その者を同一業務で雇い入れる場合は、雇用契約の申込対象者となるため、この奨励金の対象とはなりません(雇い入れた業務が、派遣で受け入れていた業務と別の業務であれば、支給対象となります。)

若年者等正規雇用化特別奨励金 (平成24年3月31日までの時限措置)

趣旨・目的

年長フリーター等(25歳以上40歳未満)や採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等を、ハローワーク等の紹介により正規雇用する場合、一定期間経過後に奨励金を支給します。

概要

年長フリーター等(※1)や採用内定を取り消された学生等(※2)を正規雇用した場合、対象者1人につき、中小企業は100万円、大企業は50万円の奨励金を、下表のとおり3回に分けて支給します。

支給申請時期	支給額
正規雇用後、半年経過後(1回目)	25万円(中小企業は50万円)
正規雇用後、1年半経過後(2回目)	12万5千円(中小企業は25万円)
正規雇用後、2年半経過後(3回目)	12万5千円(中小企業は25万円)

※1 年長フリーター等の正規雇用について

- ①ハローワーク又は地方運輸局に奨励金の対象となる年長フリーター等の求人枠を設けて正規雇用する場合
 - ・ハローワーク又は地方運輸局からの紹介によること
 - ・対象者の雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満
 - ・雇入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他職業経験、技能、知識等の状況から奨励金の活用が適当であると安定所長又は地方運輸局長が認める者
- ②トライアル雇用後に引き続き正規雇用する場合
 - ・トライアル雇用開始日の満年齢が25歳以上40歳未満
 - ・トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者
- ③有期実習型訓練修了者(※)を正規雇用する場合
 - ・有期実習型訓練修了後の雇入れ日(有期実習型訓練を受けさせていた事業主が、当該訓練生を正規雇用した場合は訓練開始日)現在の満年齢が25歳以上40歳未満
 - ※「有期実習型訓練修了者」とは、企業現場における実習(OJT)と教育訓練機関等における座学(OFF-JT)とを組み合わせた実践的な職業訓練を修了した者。

※2 採用内定を取り消された学生等の正規雇用について

- ・ハローワーク又は地方運輸局に奨励金の対象となる求人を出し、採用内定を取り消されて就職先が未決定の新規学校卒業者をハローワーク又は地方運輸局の紹介により正規雇用すること
- ・対象者の雇入れ日現在の満年齢が40歳未満

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL : 0742-32-0209 (P92, No.28)
(P92, No.31)

3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金 （平成24年3月31日までの暫定措置）

趣旨・目的

大学等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用として雇い入れた場合、正規雇用での雇入れから6か月経過後に奨励金を支給します。

概要

【対象者】

- 大学等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない人。
※大学等とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校等をいいます。
- ※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている人に限ります。
- ※平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業した人が対象となります。

【支給対象事業主】

- 卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主。
※正規雇用として雇い入れるとは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

【支給額】

- 正規雇用での雇入れから6か月経過後に、100万円を支給
※奨励金の支給は同一事業所に1回（100万円）限りとなります。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209（P92, No.28）
（P92, No.31）

介護基盤人材確保等助成金

趣旨・目的

新サービスの提供等に伴い、雇用管理改善に関連する業務を担う人材として特定労働者(*)を雇い入れた場合に事業主（企業単位）に助成します。

概要

最初の特定労働者(*)の雇入れの日から起算して6か月の期間に限り、特定労働者1人あたり70万円を限度に支給します。

なお、支給の対象となる特定労働者数は、1事業主当たり（企業単位）3人までです。最初の特定労働者の雇入れから6か月間の助成対象期間に限り、助成金が支給されます。

※ 特定労働者は、次の①～④までのいずれかに該当する方で、①～③については1年以上保健医療サービス又は福祉サービスの提供に従事した経験を持つ方、④についてはサービス提供責任者としての経験を1年以上持つ方です。なお、①については、雇入れ日までに登録を受けている方が対象となります。

- | | |
|---------------|--------------|
| ①社会福祉士又は介護福祉士 | ②介護職員基礎研修終了者 |
| ③訪問介護員（1級） | ④サービス提供責任者 |

介護未経験者確保等助成金

趣旨・目的

介護関係業務の未経験者を雇用保険一般被保険者（週所定労働時間が30時間未満の者を除く。）として雇い入れた場合で、1年以上継続して雇用することが確実であると認められる場合に、事業主（企業単位）への支援として助成します。

概要

対象労働者1人につき6か月の支給対象期ごとに25万円（1年間で50万円）を支給します。ただし、対象となる介護関係業務の未経験者が次のいずれにも該当する者（「介護参入特定労働者」といいます。）である場合は、1人につき6か月の支給対象期ごとに50万円（1年間で100万円）を支給します。

- ・ 雇入れ日において25歳以上40歳未満の者
- ・ 雇入れ日の前日から起算して1年前までの間に、雇用保険一般被保険者でなかった者

助成対象期間は、対象労働者の雇入れ日から起算して1年間です。助成対象期間の最初の6か月を支給対象期の第1期、第1期の直後の6か月を支給対象期の第2期といい、支給は第1期・第2期に分けて行います。ただし、賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日が助成対象期間の起算日となります。賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日が起算日となります。詳しくは労働局にご相談ください。

なお、支給の対象となる労働者数は、対象労働者の雇入れ日において、申請事業主（企業単位）の雇用する雇用保険被保険者の総数が300人未満の場合6人まで、300人以上500人未満の場合12人まで、500人以上の場合20人までです（上限20人）。

※ 最初の対象労働者の雇入れ日が、平成22年4月1日以降について適用。

試行雇用奨励金 (トライアル雇用奨励金)

趣旨・目的

職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した場合、奨励金を支給します。

概要

次の①から⑦（地方運輸局については、①、②及び④）の求職者を、ハローワーク又は地方運輸局の紹介により、一定期間試行雇用した場合、対象労働者1人につき、月額40,000円（最大3か月間）支給されます。

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①45歳以上の中高年齢者 ②40歳未満の若年者等 ③母子家庭の母等 ④季節労働者 ⑤中国残留邦人等永住帰国者 ⑥障害者 ⑦日雇労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレス | } | <p>公共職業安定所長がトライアル雇用が
適当であると認める者</p> |
|---|---|---|

◎事業主の方には、トライアル雇用の趣旨をよくご理解いただいた上で、事前にハローワークに提出する必要があります。

問い合わせ先

各公共職業安定所 (P92, No31)
奈良労働局 職業安定部 職業対策課 TEL : 0742-32-0209 (P92, No28)

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 (平成24年3月31日までの暫定措置)

趣旨・目的

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3か月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。

概要

【支給対象事業主】

既卒者トライアル求人ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3か月間の有期雇用として雇い入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主。

※「既卒者トライアル求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3か月以内の有期雇用契約を行う求人です。

※「正規雇用する場合」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用する場合」を指します。

【対象となる未内定新卒者の条件】

○平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定（平成22年度の新規学卒者については、卒業日以降に本制度を利用できます）。

※中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校等の新規学卒者が対象です。

○卒業後安定した職業に就いた経験がない（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない）。

○40歳未満。

○ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者。

【支給額】

○有期雇用期間（原則3か月）・・・対象者1人につき月額10万円（最大30万円）

○有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円

（雇入れから3か経過後に支給）

※有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92, No28)
(P92, No31)

実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金

趣旨・目的

新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者（緊急人材育成支援事業による職業訓練修了後、一定期間（1か月）経過しても就職が決まっていない者）を実習型雇用により受け入れる事業主の方に対して支給されます。

概要

事業主は、ハローワークが紹介する対象者を一定期間（原則6か月ですが、事業主と対象者との合意により、4か月又は5か月の期間を設定できます。ただし、3か月以下や6か月を超えることはできません。）雇用し、実習等により企業の人材ニーズに合った人材育成を図ることで、対象者の早期再就職を図るとともに、企業の人材確保の促進を図ります。

【支給額】

実習型雇用を行った事業主には、国からそれぞれ次の奨励金と助成金が支給されます。

○実習型試行雇用奨励金

実習型雇用を行う事業主には、対象者1人につき雇い入れた日から1か月単位で月額4万円が最長3か月支給されます。

○実習型雇用助成金

実習型雇用を行う事業主には、対象者1人につき雇い入れた日から1か月単位で最初の3か月は月額6万円が支給され、4か月目以降から6か月目まで月額10万円が支給されます。

正規雇用奨励金（実習型）

趣旨・目的

実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金を受給した事業主が、実習型雇用終了後に対象者を常用雇用として雇い入れ、一定期間職場定着した場合、1人当たり最大100万円が支給されます。

概要

1. 支給対象期

- (1) 第1期 正規雇用基準日から、正規雇用基準日(*)から起算して6か月の日まで
- (2) 第2期 正規雇用基準日から起算して6か月の日翌日から、正規雇用基準日から起算して1年の日まで

※正規雇用基準日とは、実習型雇用終了後、常用雇用を開始した日をいいます。

2. 支給額

- (1) 第1期 50万円
- (2) 第2期 50万円

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業安定課
各公共職業安定所

TEL : 0742-32-0208 (P92, No27)
(P92, No31)

新卒者就職応援プロジェクト

趣旨・目的

新卒者の方を対象に、採用意欲のある中小企業の現場等において、実習プログラムに沿った長期間の職場実習を行った場合に、受入企業と実習生に助成金を支給します。

概要

採用意欲のある中小企業の現場等において、実習プログラムに沿った長期間の職場実習（インターンシップ）を実施するものです。コーディネート機関が、事前カウンセリングから実習終了までをきめ細かく支援します。

【対象者】（1万人程度）

平成19年9月以降に、高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短大、専修学校等を卒業（卒業予定含む）し、現在、在職中でない方

【受入企業】

〈業種：従業員規模・資本金規模〉

製造業・その他の業種：300人以下又は3億円以下

卸売業：100人以下又は1億円以下

小売業：50人以下又は5,000万円以下

サービス業：100人以下又は5,000万円以下

◇メリット

- 1 人材が見つかる
職場実習期間を通じて自社にマッチした人材を見極めることができます。
- 2 助成金が支給されます
教育訓練費助成金が支給されます。
- 3 ノウハウがなくても安心
職場実習を円滑に実施するカリキュラムが提供されますので、ノウハウがなくても安心。
キャリアカウンセラー等専門家からアドバイスも受けられます。

【実習】

期間：原則6か月間

内容：実習プログラム等に沿って実施

（技能・ノウハウ等の習得を目指すものです。非正規社員、アルバイト等の代替ではありません。）

【助成金】

受入企業に対し月額3,500円を支給

（参考）実習生には月額7,000円を支給

問い合わせ先

奈良県中小企業団体中央会

TEL：0742-22-3200（P92, No.34）

近畿経済産業局 地域経済部 産業人材政策課

TEL：06-6966-6013（P92, No.35）

人材確保等支援助成金 (中小企業基盤人材確保助成金)

趣旨・目的

改善計画(*)の認定を受けた中小企業者が、新分野進出(創業・異業種進出)又は生産性の向上に必要な人材を雇い入れた場合に助成します。

※改善計画とは、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づき、中小企業事業主等が労働時間等の設定の改善、新分野進出に伴い必要となる労働者に対しての雇用管理の改善等について取り組む計画のことです。

概要

対象労働者を雇い入れた日の直後の賃金締切日の翌日から起算して6か月ごとに、以下の金額を2回に分けて支給します。

新分野進出 1人当たり 140万円(70万円×2回。最大5人まで)

生産性向上 1人当たり 170万円(85万円×2回。最大5人まで)

新分野進出を図ろうとする場合は250万円以上、生産性の向上を図ろうとする場合は300万円以上の設備の設置又は整備を行う必要があります。

申請事業主において、新分野進出は年収350万円以上(賞与等を除く)、生産性の向上は年収450万円以上(賞与等を除く)支払われていることが必要です。

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 助成係

TEL : 0744-22-5302 (P92, No37)

地域活性化・雇用促進資金

趣旨・目的

特定の地域において、一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方などにご利用いただけます。

概要

ご利用いただけるかた		融資限度額	融 資 利 率	融資期間	
1	過疎地域、半島地域、離島地域、振興山村、特別豪雪地帯等において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うかた	直接貸付 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円）	設備資金 2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 5億4千万円まで 特別利率① 5億4千万円超 基準利率 運転資金 特別利率①	設備投資 15年以内 （うち据置期間2年以内）	
2	過疎地域を含む広域市町村圏内の非過疎市町村又は過疎地域に隣接する非過疎市町村において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うかた		設備資金 2億7千万円まで 特別利率② 2億7千万円超 5億4千万円まで 特別利率① 5億4千万円超 基準利率 運転資金 特別利率①		
3	製造業、新聞業、出版業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業を営むかたで、農村地域工業等導入地区において3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うかた		設備資金 2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 5億4千万円まで 特別利率① 5億4千万円超 基準利率 運転資金 特別利率①		運転資金 7年以内 （うち据置期間1年以内）
4	上記以外の地域（雇用創出効果が2名以下の場合上記地域を含む）において2名以上（特定業種、従業員20人以下の企業又は女性、若年者（30歳未満）もしくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合は1名以上）の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行うかた		代理貸付 1億2千万円		設備資金 2億7千万円まで 特別利率① 2億7千万円超 基準利率 運転資金 特別利率①
5	2名以上（特定業種、従業員20人以下の企業又は女性、若年者（30歳未満）もしくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合は1名以上）の雇用を行うかた又は雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金及び残業削減雇用維持奨励金に係る実施計画の届出が受理されたかた				特別利率①

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口又は相談センターにお問い合わせください。

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫 奈良支店 中小企業事業

相談センター（フリーダイヤル）

TEL：0742-35-9910 (P93, No.38)

TEL：0120-154-505 (P93, No.38)

奈良県企業立地促進補助金

趣旨・目的

雇用の創出及び地域経済の活性化に大きく貢献する大規模な立地に対して支援します。

概要

【対象企業】

製造業の工場・研究所を立地する企業

【対象となる事業】

平成21年4月1日から平成23年3月31日までに着工する事業で（1）～（3）のすべての要件を満たすもの

- （1）固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が200億円以上
- （2）県内新規常用雇用者が100人以上
- （3）市町村から立地に関する支援を受けるもの

【補助金の額】

固定資産投資額の5%

付帯経費の5%（※付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等）

県内新規常用雇用者1人につき10万円（3年間の増加人数分）

補助限度額30億円

問い合わせ先

奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致グループ

TEL：0742-27-8813 (P91, No.12)

奈良県企業活力集積促進補助金

趣旨・目的

経済効果の高い中規模の立地を促進するために、工場・研究所の立地に対し支援します。

概要

【対象企業】

製造業の工場・研究所を立地する企業

【対象となる事業】

平成21年4月1日から平成23年3月31日までに着工する事業で（1）または（2）のいずれかの要件を満たすもの

- （1）固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上かつ県内新規常用雇用者が10人以上
- （2）常用雇用者が100人以上

【補助金の額】

固定資産投資額の10%

付帯経費の5%（※付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等）

県内新規常用雇用者1人につき10万円（3年間の増加人数分）

補助限度額3億円

※ただし知事が特に認める場合

◎県内新規常用雇用者が50人以上：限度額5億円

◎県内新規常用雇用者が100人以上：限度額10億円

奈良県企業定着促進補助金

趣旨・目的

県内立地企業による安定的かつ継続的な企業活動を促進するために、工場・研究所の機能強化（建物の改築・改修等）を支援します。

概要

【対象企業】

- 製造業の工場・研究所を県内に立地している企業で、以下のすべての要件を満たす企業
- (1) 県内に立地後、20年以上経過している企業
 - (2) 県内における常用雇用者が50人以上で、かつ総従業者に占める常用雇用者の割合が3分の2以上である企業

【対象となる事業】

- 平成21年4月1日から平成23年3月31日までに着工する事業で（1）または（2）のいずれかの要件を満たすもの
- (1) 機能強化に要する経費（土地の取得に要する経費を除く）が10億円以上
（※機能強化に要する経費の例…建物の改築・改修、機械装置の設置等）
 - (2) 県内新規常用雇用者が20人以上

【補助金の額】

- 機能強化に要する経費の5%
- 付帯経費の5%
- 県内新規常用雇用者1人につき10万円（3年間の増加人数分）
- 補助限度額1億円

問い合わせ先

奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致グループ
TEL：0742-27-8813 (P91, No.12)

奈良県企業立地人材確保支援補助金

趣旨・目的

立地企業の人材確保のために、求人広告や人材紹介の活用を支援します。

概要

【対象企業】

製造業の工場・研究所を新たに立地する企業で以下のすべての要件を満たす企業

- (1) 1,000㎡以上の土地において立地
- (2) 平成21年4月1日以降に着工又は操業
- (3) 県内新規常用雇用者5人以上を予定しているもの

【対象となる事業】

- (1) 求人広告事業
職業紹介事業者の運営する人材情報サイトや同者が発行する雑誌、新聞等に求人広告を掲載する事業
(デザイン制作及び広告掲載料)
- (2) 人材紹介事業
職業紹介事業者に人材紹介を依頼して雇用関係を成立させる事業（職業安定法第32条の3に記載されている手数料のうち、人材紹介にかかる成功報酬（手数料））

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内

補助限度額 (1) (2) 各々100万円

問い合わせ先

奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業立地支援グループ
TEL：0742-27-8872 (P91, No13)

奈良県企業立地促進優遇税制

趣旨・目的

一定要件を満たす工場または研究所を設置した法人を対象に、事業税や不動産取得税の軽減措置（最大4億円）を行います。

概要

【事業税の軽減】

- (1) 対象施設
工場（製造業の事業に供する生産施設）又は研究所（製造の事業に関する研究施設）
- (2) 対象地域
奈良県全域
- (3) 対象者
平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に、用地を取得、賃借又は地上権を取得し、一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人
- (4) 要件
次の要件をいずれも満たす工場又は研究所を設置した法人
 - ①総建築面積（福利厚生施設を除く）が3,000㎡以上
（移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上増加することが必要）
 - ②工場又は研究所を設置した法人の県内の事務所又は事業所において、
 - ・新規雇用が10人以上（雇用期間の定めのない者等であって、県内に住所を有する者に限る）
 - ・かつ、増加する県内の総従業者数が10人以上
- (5) 軽減措置
所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減
年間減税額は1億円以内（1億円×3年間＝最大3億円）

【不動産取得税の軽減】

- (1) 対象施設、対象地域、対象者
事業税と同じ
- (2) 要件
次の①又は②のいずれかの要件に該当すること
 - ①上記事業税の軽減要件を満たす工場又は研究所
 - ②次の要件をいずれも満たす研究所（県内移転の場合や敷地内に生産施設がある場合を除く）
 - ・研究所用の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2億円以上
 - ・研究所を設置した法人の県内の事務所又は事業所における総従業者数の合計が10人以上増加
- (3) 軽減措置
生産施設又は研究施設及びその敷地（水平投影）部分を3/4に軽減
減税額は1億円以内

問い合わせ先

奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致グループ
TEL：0742-27-8813 (P91, No12)

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

趣旨・目的

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

概要

以下の1又は2の要件を満たす事業主が、その雇用する労働者を休業、教育訓練又は出向させることにより雇用の維持を行った場合、休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の賃金負担額の一部を助成します。さらに、労働者を解雇等していない場合は、助成率が上乘せされます。

- 1 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べて5%以上減少していること（中小企業で前期決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能）
- 2 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、直近の決算等の経常損益が赤字の事業主であること（大企業事業主については対象期間の初日が平成21年12月14日から平成22年12月13日、中小企業事業主については対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限ります。）

【助成率】

		解雇等を行わない場合	教育訓練を行った場合の加算額
大企業	2 / 3	3 / 4	4,000円
中小企業	4 / 5	9 / 10	6,000円

※1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額7,505円（平成22年8月1日現在）を日額の上限とします。

【支給限度日数及び対象期間】

休業又は教育訓練を実施する場合、支給限度日数は3年間で300日です。

また、出向を実施する場合の対象期間は、出向を行う旨を最初に届け出た際に事業主が指定した日から起算して1年間です。

休業、教育訓練又は出向の実施について、事前に管轄ハローワークに実施計画届を提出する必要があります。

問い合わせ先

各公共職業安定所 (P92, No31)
 奈良労働局 職業安定部 職業対策課 TEL : 0742-32-0209 (P92, No28)

定年引上げ等奨励金 (中小企業定年引上げ等奨励金)

趣旨・目的

65歳以上への定年引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、定年の廃止又は希望者全員を対象とする65歳前に契約期間が切れない安定的な継続雇用制度（65歳安定継続雇用制度）の導入を行う中小企業事業主に対して奨励金を支給します。

概要

事業主が実施した措置及び企業規模（実施日において当該事業主に雇用されている常用被保険者^(※)の数）に応じて、下表に掲げる額を支給します。また、あわせて高齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する事業主に、企業規模によらず一律20万円を加算します。

※常用被保険者とは、雇用保険の一般被保険者及び高齢継続被保険者をいいます。

現行の定年年齢	企業規模（人）	事業主が実施した措置および支給金額（万円）			
		(a) 定年の引上げ (65歳以上70歳未満)	(b) 定年の引上げ (70歳以上)又は 定年の定め等の廃止	(c) 希望者全員を 対象とする70歳以上 までの継続雇用制度 の導入	(d) 65歳安定継続 雇用制度の導入
60歳以上 ～ 65歳未満	1～9	40	80 [40]	40 [20] (20 [10])	20 (10)
	10～99	60	120 [60]	60 [30] (30 [15])	30 (15)
	100～300	80	160 [80]	80 [40] (40 [20])	40 (20)
65歳以上 ～ 70歳未満	1～9	—	40 [20]	20 [10]	—
	10～99	—	60 [30]	30 [15]	—
	100～300	—	80 [40]	40 [20]	—

- (c) 及び (d) の () 内の数字は、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満の継続雇用制度を導入済みの企業が、要件をみたした場合に支給する額です。
- (b) 及び (c) の [] 内の数字は、支給申請日の前日において当該事業主に1年以上継続して雇用されている64歳以上の雇用保険被保険者（新たに当該制度を有する法人等を設立した場合は当該事業主に雇用されている64歳以上の者）がいない場合に支給する額です。
- 現行の定年年齢が60歳以上～65歳未満の事業主が、(a) と (c) をみたく制度を新たに導入した場合には、(a) の額と、(c) の括弧内の額の合計額を支給します。
- 現行の定年年齢が60歳以上～65歳未満の事業主が、(c) と (d) をみたく制度を新たに導入した場合には、(c) の額（希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満の継続雇用制度が導入済の場合は括弧内の額）と、(d) の括弧内の額の合計額を支給します。

問い合わせ先

(独) 高齢・障害者雇用支援機構 奈良 高齢・障害者雇用支援センター
TEL : 0742-30-2245 (P92, No32)

定年引上げ等奨励金 (高年齢者雇用モデル企業助成金)

趣旨・目的

70歳まで働ける制度や希望者全員が65歳まで働ける制度の導入にあわせて、高年齢者の職域の拡大や処遇の改善、または外部の高年齢者の積極的な採用に係る先進的な取組を行う事業主に対して、当該経費の2分の1に相当する額を、500万円を限度として支給します。

概要

【支給対象事業主】

- 雇用保険の適用事業主であること。
- 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構より、事業計画の認定を受けていること。
- 定年の引上げ等にあわせて、次のいずれかのモデル事業を実施した事業主であること。
 - ①職域拡大モデル（新たな事業分野への進出や職務の設計等による高年齢者の職域拡大、高年齢者に配慮した機械設備、作業方法又は作業環境の導入・改善等）
 - ②処遇改善モデル（高年齢者の就業の実態や生活の安定等を考慮し適した賃金制度、短時間勤務の導入や適切な契約期間の設定等）
 - ③外部活用モデル（①又は②を実施し、外部労働市場から高年齢者等を新たに雇い入れることにより、当該事業主に雇用される60歳以上の割合を一定割合（一定数）以上にすること）
- 定年引上げ等を実施した日の1年前の日から当該実施日までの期間に高齢法第8条および第9条違反がないこと。
- 第1期事業（計画の策定）および第2期事業（計画の実行）、第1期事業開始日から2年以内に実施すること。

【支給金額等】

第1期及び第2期事業のそれぞれの期間内に要した支給対象経費（人件費等を除く）の1/2を、下表の限度額内にて支給します。

職域拡大等の措置		支給限度額（第1期支給限度額）
職域拡大モデル又は 処遇改善モデル	70歳雇用（※1）	500万円（250万円）
	65歳雇用（※2）	350万円（175万円）
外部活用モデル（※3）		500万円（250万円）

- ※1 定年及び継続雇用制度の上限年齢が70歳未満の事業主が、70歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止又は70歳以上までの継続雇用制度（希望者全員又は基準該当者を対象とし、65歳までは希望者全員が雇用されるもの。）を導入すること。かつ、第2期事業の支給申請日の前日において65歳以上の雇用者が1人以上又は64歳以上の常用被保険者が5人以上いること。
- ※2 定年及び希望者全員を対象とする継続雇用制度の上限年齢が65歳未満の事業主が、65歳以上への定年引上げ又は希望者全員を対象とする65歳以上までの契約期間の切れない契約形態の継続雇用制度の導入すること。かつ、第2期事業の支給申請日の前日において60歳以上の常用被保険者が1人以上いること。
- ※3 定年及び希望者全員を対象とする継続雇用制度の上限年齢が65歳未満の事業主が、65歳以上への定年引上げ又は希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度を導入すること。かつ、第2期事業の支給申請日の前日において雇用者に占める60歳以上の者の割合が15/100以上いること、かつ、新たに外部から雇用した65歳以上の者が1人以上いること。

問い合わせ先

(独)高齢・障害者雇用支援機構 奈良 高齢・障害者雇用支援センター
TEL：0742-30-2245 (P92, No.32)

定年引上げ等奨励金 (高年齢者雇用確保充実奨励金)

趣旨・目的

傘下企業における希望者全員が65歳まで働ける制度の導入、70歳まで働ける制度の導入等の雇用確保措置の充実（雇用確保措置の導入を含む。）等を支援するための事業を実施した事業主団体に対し、当該事業に要した費用及び事業の成果に応じて、最大500万円を支給します。

概要

【支給対象事業】

事業主団体（商工会議所、商工会、事業協同組合等）が、傘下企業（雇用保険適用事業主）20社以上を対象として、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入、70歳まで働ける制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の充実（雇用確保措置の導入を含む。）その他高年齢者の雇用環境の整備を目的として行う以下の事業

- ①高年齢者雇用確保措置の実施状況及び高年齢者の雇用状況、高年齢者の雇用を推進する上で課題となる事項等に係る実態調査
- ②対象事業主に対する、雇用確保措置の導入、上限年齢の引上げ、対象者の拡大等の確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備の促進に係る好事例集等の作成等による周知・啓発、情報提供
- ③対象事業主を招集し、社会保険労務士等の専門家、先進的な取り組みを行う事業主等を講師とする説明会の開催
- ④社会保険労務士等の専門家を活用し、相談・助言・援助を必要とする対象事業主に対し、個別訪問の実施、個別相談会の開催等による相談・助言・援助
- ⑤その他、事業主団体の創意工夫により行う事業

【支給額】

次の①及び②の合計額を支給します（上限500万円）。

①基本支給額

事業実施のために要した費用を、前期及び後期に分けて支給します。事業の対象企業数により下表の額を上限とします。なお、前期支給上限額は、総支給上限額の半額です。

対象事業主の数	総支給上限額（万円）	前期支給上限額（万円）
20～100	100	50
101～200	200	100
201～	300	150

②上乗せ支給額

当該事業の対象企業のうち、事業の成果により新たに、イ、希望者全員が65歳まで働ける措置^(※1)ロ、70歳まで働ける措置^(※2)を講じた事業主の数の合計に2万円を乗じた額（上限200万円）を支給します。（基本支給額の下期分と併せて支給します。）

※1 「希望者全員が65歳までの働ける措置」とは、次のいずれかに該当する措置となります。

- ①定年の定め廃止、②65歳以上までの定年の引上げ、③希望者全員を対象とした65歳以上までの継続雇用制度の導入（当該事業主との雇用関係を存続させたまま、他の事業主が雇い入れる制度を除く。）、④関連事業主との契約に基づき、希望者全員を引き続き65歳以上の年齢まで雇用される者として当該関連事業主が雇い入れる制度の導入

※2 「70歳まで働ける措置」とは、次のいずれかに該当する措置となります。

- ①定年の定め廃止、②70歳以上までの定年の引上げ、③希望者の全部又は一部を対象とした70歳以上までの継続雇用制度の導入（当該事業主との雇用関係を存続させたまま、他の事業主が雇い入れる制度を除く。）、④他の事業主との契約に基づき、希望者の全部又は一部を引き続き65歳以上の年齢まで雇用される者として当該他の事業主が雇い入れる制度の導入

問い合わせ先

(独)高年齢・障害者雇用支援機構 奈良 高年齢・障害者雇用支援センター
TEL：0742-30-2245 (P92, No32)

労働移動支援助成金 (求職活動等支援給付金)

趣旨・目的

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高年齢者等のうち、再就職を希望する方に対して、在職中からの求職活動への支援を行う場合に助成します。

概要

再就職援助計画^(※1)又は求職活動支援基本計画書^(※2)(以下「計画」といいます。)に基づき、当該計画の対象者(雇用保険の被保険者に限ります。)に対し、本来の有給休暇とは別に求職活動等のための休暇を付与した場合に助成金を支給します。

※1 再就職援助計画とは、常時雇用する労働者について、経済的事情により、1か月以内の期間内に30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小等を行おうとするときに作成することが義務付けられている、離職する方の再就職に係る支援の計画のことです。なお、30人未満の離職者が生じる場合でも、任意で当該計画を作成することができます。再就職援助計画を作成した事業主は、管轄ハローワークに提出して認定を受けなければなりません。

※2 求職活動支援基本計画書とは、解雇等により離職することとなっている45歳以上65歳未満の労働者又は定年等により離職することとなっている60歳以上65歳未満の者のうち再就職を希望する方に対して事業主が講じる、再就職援助の措置や対象者数、付与する休暇の日数等を記載した書面のことをいいます。

【助成額】

求職活動等のための休暇1日当たり7,000円
(通常支払われる賃金の額(以下「通常賃金」という。)が7,000円に満たないときは、その通常賃金の額です)

※ 休暇の日に通常賃金以上の額を支払っている必要があります。また、申請に係る休暇付与人数×30日分が限度です。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課 TEL: 0742-32-0209 (P92, No.28)
各公共職業安定所 (P92, No.31)

労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)

趣旨・目的

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高年齢者等のうち、再就職を希望する方について、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した場合に、その費用の一部を助成します。

概要

再就職援助計画^(※1)又は求職活動支援基本計画書^(※2)(以下「計画」といいます。)に基づき、当該計画の対象者(雇用保険の被保険者に限ります。)に対する再就職支援を民間の職業紹介事業者に委託し、その離職から2か月以内(45歳以上の方は5か月以内)に再就職を実現した場合に費用の一部を助成します。

※1 再就職援助計画とは、常時雇用する労働者について、経済的事業により、1か月以内の期間内に30人以上の離職者を生じさせる事業規模の縮小等を行おうとするときに作成することが義務付けられている、離職する方の再就職に係る支援の計画のことです。なお、30人未満の離職者が生じる場合でも、任意で当該計画を作成することができます。再就職援助計画を作成した事業主は、管轄ハローワークに提出して認定を受けなければなりません。

※2 求職活動支援基本計画書とは、解雇等により離職することとなっている45歳以上65歳未満の労働者又は定年等により離職することとなっている60歳以上65歳未満の者のうち再就職を希望する方に対して事業主が講じる、再就職援助の措置や対象者数、付与する休暇の日数等を記載した書面のことをいいます。

【助成額】

民間の職業紹介事業者への委託費用の1/3(中小企業事業主は1/2)

上限額は1人当たり20万円(中小企業事業主は30万円)

同一の再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書について300人を限度とします。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL : 0742-32-0209 (P92, No28)
(P92, No31)

障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)

趣旨・目的

障害者雇用の経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に、奨励金を支給します。

概要

過去3年間に障害者^(※1)の雇用実績のない一定規模^(※2)の中小企業が、ハローワーク又は地方運輸局の紹介により、一般被保険者として障害者を1人^(※3)以上雇い入れた場合、奨励金を支給します。

【奨励額】

一事業主につき100万円

- ※1 満65歳未満の身体障害者、知的障害者又は精神障害者（身体障害者及び知的障害者にあつては短時間労働者（障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます。）第43条第1項に規定する短時間労働者であつて、同法第2条第2号の重度身体障害者又は同条第4号に規定する重度知的障害者である短時間労働者を除きます。）を除きます。^(※4)）
- ※2 雇用する常用労働者数（障害者雇用促進法第43条第1項に規定する労働者をいいます。なお、除外率設定業種にあつては、除外率により控除すべき労働者を控除した数とします。）が56人～300人である企業。
- ※3 精神障害者である短時間労働者として雇い入れる場合は2人^(※4)。
- ※4 平成22年7月からは、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者も助成の対象となります。その際、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は除きます。）として雇い入れる場合は、2人以上雇い入れることが必要となります。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92, No.28)
(P92, No.31)

特例子会社等設立促進助成金

趣旨・目的

特例子会社^(※1)や重度障害者多数雇用事業所^(※2)を設立し、障害者を新たに雇用した事業主に対し、助成金を支給します。

※1 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」といいます。）第44条第1項規定する特例子会社。

※2 障害者雇用促進法第49条第1項第6号に規定する重度障害者多数雇用事業所。

概要

新規に設立された特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所が、対象となる障害者^(※3)を常用労働者^(※4)として新規に10人以上雇用し、対象障害者が一定の割合^(※5)を満たす場合に、下表に掲げる額を支給します。

対象労働者数	10人以上15人未満	15人以上20人未満	20人以上25人未満	25人以上
助成金の支給額	(第1期) 2,000万円	(第1期) 3,000万円	(第1期) 4,000万円	(第1期) 5,000万円
	(第2・3期) 1,000万円	(第2・3期) 1,500万円	(第2・3期) 2,000万円	(第2・3期) 2,500万円

(注) 対象労働者の雇入れが完了した日から6か月後を第1期とし、以後、1年ごとに第2期、第3期といいます。

※3 対象障害者は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者。

※4 障害者雇用促進法第43条第1項に規定する短時間労働者を除きます^(※6)。

※5 ①特例子会社については、対象労働者数が全常用労働者の20%以上の割合を占め、対象労働者のうち、重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。

②重度障害者多数雇用事業所（重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者を10人以上雇用することが必要です。）については、重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者が全常用労働者の20%以上であること。

※6 平成22年7月からは、短時間労働者も助成の対象となります。その際、短時間労働者の雇入れ1人につき0.5人として算定します。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92, No28)
(P92, No31)

発達障害者雇用開発助成金

趣旨・目的

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、ハローワーク又は地方運輸局の職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成します。

概要

発達障害者をハローワーク又は地方運輸局の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れた場合、下表に掲げる額を支給します。

なお、事業主の方からは、雇い入れた発達障害者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

対象労働者（※1）	企業規模	助成対象期間	支給総額
短時間労働者以外の者	大企業	1年間	50万円
	中小企業	1年6か月間	135万円
短時間労働者（※2）	大企業	1年間	30万円
	中小企業	1年6か月間	90万円

※1 雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限ります。

※2 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者を指します。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92, No.28)
(P92, No.31)

難治性疾患患者雇用開発助成金

趣旨・目的

難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人をハローワーク又は地方運輸局の職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して賃金の一部に相当する額を助成します。

概 要

難病のある人をハローワーク又は地方運輸局の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れた場合、下表に掲げる額を支給します。

事業主の方からは、雇い入れた発達障害者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。

対象労働者（※1）	企業規模	助成対象期間	支給総額
短時間労働者以外の者	大企業	1年間	50万円
	中小企業	1年6か月間	135万円
短時間労働者（※2）	大企業	1年間	30万円
	中小企業	1年6か月間	90万円

※1 雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限ります。

※2 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者を指します。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92, No28)
(P92, No31)

精神障害者等ステップアップ雇用奨励金 及びグループ雇用奨励加算金

趣旨・目的

週20時間以上の就業を目指す精神障害者または発達障害者（以下「精神障害者等」といいます。）を3か月から12か月の間試行的に雇用（ステップアップ雇用）した場合に奨励金（月額2万5千円）を支給します。

また、同時に複数の精神障害者等をステップアップ雇用し、支援担当者を選任した場合はグループ雇用奨励加算金（月額2万5千円）を支給します。

概要

精神障害者等をハローワーク又は地方運輸局の紹介により雇い入れ、週20時間以上の就業を目指して3か月から12か月の間試行的に雇用（ステップアップ雇用）した場合、奨励金を支給します。

また、2人以上5人以下のグループでステップアップ雇用を実施し、支援担当者を選任して対象者の支援を行う場合は、グループ雇用奨励加算金を支給します。

1. 精神障害者等ステップアップ雇用

【支給額】

対象者1人当たり月額2万5千円（最大12か月間）

【ステップアップ雇用の条件】

事業主と対象者は3か月以上12か月以内の有期雇用契約を締結することが必要です。週所定労働時間は10時間以上です。

2. グループ雇用奨励加算金

【支給額】

1グループにつき月額2万5千円（最大12か月間）

※ グループのメンバーが同一の事業所において同一の日に勤務することが必要であり、少なくとも1か月間のうち2人以上のメンバーの実際に勤務した日が8日以上重なっていることが必要です。また、当該勤務日においては、2人以上のメンバーの予め定められている就業時間が1時間以上重複していることが必要です

障害者作業施設設置等助成金

趣旨・目的

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設若しくは作業を容易にするために配慮された作業設備（以下「作業施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

概要

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	2/3	<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき450万円（作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障害者1人につき150万円（中途障害者の場合は1人につき450万円） 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円）	
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の賃借			<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき月5万円（中途障害者の場合は1人につき13万円） 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 	3年間

[注] 認定申請書の提出期限：①の助成金…作業施設等の設置・整備に係る契約（発注）日の前日の2か月前まで
②の助成金…作業施設等の賃貸借契約日の翌日の3か月後まで

問い合わせ先

(独)高年齢・障害者雇用支援機構 奈良 高年齢・障害者雇用支援センター
TEL：0742-30-2245 (P92、No32)

障害者福祉施設設置等助成金

趣旨・目的

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設（以下「福祉施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

概要

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	1 / 3	<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき225万円 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円）

[注] 認定申請書の提出期限：福祉施設等の設置・整備に係る契約（発注）日の前日の2か月前まで

問い合わせ先

(独)高齢・障害者雇用支援機構 奈良 高齢・障害者雇用支援センター
TEL：0742-30-2245 (P92、No32)

障害者介助等助成金

趣旨・目的

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成します。

概要

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
① 重度中途障害者等職場適応助成金 ○ 中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 中途障害者である重度身体障害者 中途障害者である45歳以上の身体障害者 中途障害者である精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者		<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人あたり月3万円 (短時間労働者にあっては月2万円) 	3年間
② 職場介助者の配置または委嘱助成金 ○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○ 事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> 2級以上の視覚障害者 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3/4	<ul style="list-style-type: none"> 配置1人 月15万円 委嘱1人 1回1万円 年150万円まで 委嘱1人 1回1万円 年24万円まで 	10年間
③ 職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続 ○ 事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続	<ul style="list-style-type: none"> 3級以上の聴覚障害者 2級の聴覚障害者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> 配置1人 月13万円 委嘱1人 1回9千円 年135万円まで 委嘱1人 1回9千円 年22万円まで 	5年間
④ 手話通訳担当者の委嘱助成金 ○ 聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> 4級以上の内部障害者 3級以上のせき髄損傷による肢体不自由者 てんかん性発作を伴う知的障害者 精神障害者 6級以上の網膜色素変性症、糖尿病性網膜症、緑内障等による視覚障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合) 委嘱1人 1回2万5千円 障害者の障害の区分ごとに委嘱1人 年30万円まで 	10年間
⑤ 健康相談医師の委嘱助成金 ○ 障害者の健康管理に必要な医師の委嘱				

雇用管理のために必要な介助等の措置

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
⑥職業コンサルタントの配置または委嘱助成金 ○障害者の雇用管理のために必要な職業コンサルタントの配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> • 重度身体障害者 • 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 • 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 • 知的障害者 • 精神障害者 • 上記の障害者である在宅勤務者 • 3級の下肢機能障害者である在宅勤務者 • 3級の体幹機能障害者である在宅勤務者 • 3級の内部障害者である在宅勤務者 ※対象障害者5人以上のための配置または委嘱であることが必要	3/4	<ul style="list-style-type: none"> • 配置1人 月15万円 • 委嘱1人 1回1万円 年150万円まで 	10年間
⑦業務遂行援助者の配置助成金 ○障害者に対し、業務の遂行を通じて雇用管理のために必要な援助及び指導の業務を担当する業務遂行援助者の配置	<ul style="list-style-type: none"> • 重度知的障害者 • 精神障害者 ※対象障害者1人から3人までに対し、1人の業務遂行援助者の配置であることが必要		<ul style="list-style-type: none"> • 配置1人3年間までは障害者1人につき月3万円、4年目以降は障害者1人につき月1万円（短時間労働者にあつてはそれぞれの半額） 	
⑧在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱助成金 ○在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理の業務を担当する在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者である在宅勤務者 • 知的障害者である在宅勤務者 • 精神障害者である在宅勤務者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> • 配置 障害者1人あたり月5万円（在宅勤務コーディネーター1人あたり月25万円まで） • 委嘱 障害者1人あたり1回3千円（在宅勤務コーディネーター1人あたり年225万円まで） • 在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計及び就業規則等の諸規程の整備 初回に限り10万円（支給は1回を限度） 	

[注] 認定申請書の提出期限：①の助成金…職場復帰日の翌日から3か月後まで
 ②、④、⑤、⑥、⑧の助成金…配置または委嘱する日の前日まで
 ③の助成金…②の助成金の支給期間の終了する日の前日まで
 ⑦の助成金…雇入れ日の翌日の3か月後まで

問い合わせ先

(独)高齢・障害者雇用支援機構 奈良 高齢・障害者雇用支援センター
 TEL：0742-30-2245 (P92、No.32)

職場適応援助者助成金

趣旨・目的

職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れまたは雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため、職場適応援助者（機構が行う研修（※）または厚生労働大臣が定める研修（以下「研修」）を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験および能力を有すると認められる者）による援助の事業を行う社会福祉法人等または自社の事業所に職場適応援助者を配置し、障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成します。

※機構の障害者職業総合センターや地域センターが行う職場適応援助者の養成のための研修として行う職場適応援助者養成研修または職場適応援助者支援スキル向上研修

概要

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1号職場適応援助者助成金 ○次の主な要件を満たす社会福祉法人等による援助の事業 <ul style="list-style-type: none"> • 法人格を有していること • 定款または寄付行為において障害者の雇用の促進に係る事業等、就労支援を実施することが規定されていること • 定められた研修を修了した者であって、法人が雇用している者または法人の代表者若しくは役員を職場適応援助者として配置していること • 障害者雇用に係る支援の実績があること • 地域センターとの業務連携関係があること 	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者 • 知的障害者 • 精神障害者 • 発達障害者 • その他、第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者 		<ul style="list-style-type: none"> • 援助の事業を実施した日数1日につき14,200円（1日につき3時間に満たない場合は7,100円）（第1号職場適応援助者1人につき月284千円まで） • 雇用前支援において協力事業主に支払った費用相当額1日につき2,500円（支援対象となる障害者1人につき月5万円まで） • 研修の受講に係る旅費相当額または機構が別に定める限度額のいずれか低い額（研修修了後6か月を超えて援助の事業を開始しない場合は不支給） 	援助期間中 1人あたり 1回につき 1年8か月 限度
②第2号職場適応援助者助成金 ○雇用する障害者の職場適応援助を行うため第2号職場適応援助者を配置	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者 • 知的障害者 • 精神障害者 • 発達障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> • 配置1人 月15万円 	支援期間 1人あたり 1回につき 6か月 （累積12か月）限度

[注] 認定申請書の提出期限：①及び②の助成金…原則として、職場適応援助者の配置の前日まで。ただし、職場適応援助者として配置しようとする者が認定申請の時点において研修の受講を修了しておらず、その者に機構が行う研修を受講させようとする場合については、当該研修を受講させる日の1か月前まで。

問い合わせ先

(独)高年齢・障害者雇用支援機構 奈良 高年齢・障害者雇用支援センター
TEL：0742-30-2245 (P92、No32)

精神障害者雇用安定奨励金 (精神障害者支援専門家活用奨励金)

趣旨・目的

精神障害者を雇い入れるとともに、精神保健福祉士等の精神障害者の支援に係る専門家を雇い入れ、又は委嘱し、精神障害者の雇用管理に関する業務を行わせた場合に奨励金（最高180万円）を支給します。

概要

精神障害者をハローワーク又は地方運輸局の紹介により雇用保険の一般被保険者として雇い入れるとともに、精神障害者支援専門家（※）を雇用保険の被保険者として雇い入れ、又は委嘱した場合、奨励金を支給します。

精神障害者の雇入れ日の前後6か月間に精神障害者支援専門家の雇入れ又は最初の委嘱を行うことが必要です。

①精神障害者の雇入れ、②精神障害者支援専門家の雇入れ又は委嘱のいずれか遅い日から1年間を支給対象期間とし、6か月ごとに第1期、第2期に分けて次のとおり支給します。

1. 精神障害者支援専門家を雇い入れた場合

精神障害者支援専門家の所定労働時間により、以下のとおり支給します。ただし、支給対象期間の賃金額がこれを下回る場合は、賃金額を上限として支給します。

精神障害者支援専門家の区分	第1期	第2期	合計
イ 短時間労働者（※）以外の場合	90万円	90万円	180万円
ロ 短時間労働者の場合	60万円	60万円	120万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

2. 精神障害者支援専門家を委嘱した場合

精神障害者支援専門家の委嘱1回あたり1万円

1事業主あたり第1期と第2期の支給額の合計は24万円を上限とします。

※ 精神障害者支援専門家とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. 精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、作業療法士、医師、看護師又は保健師の資格を有する者であって、精神障害者の支援に係る実務経験が3年以上の者
2. 障害者職業センターにおける障害者職業カウンセラーとしての実務経験が3年以上の者
3. 精神科、心療内科等を標榜する病院又は診療所、精神保健福祉センター、保健所、精神障害者の生活支援施設等で精神障害者の支援に係る実務経験を5年以上有する者

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92、No28)
(P92、No31)

精神障害者雇用安定奨励金 (社内精神障害者支援専門家養成奨励金)

趣旨・目的

労働者に精神保健福祉士等の養成課程を履修させ、新たに雇い入れた精神障害者の雇用管理に関する業務を行わせた場合に奨励金（費用の2/3・上限50万円）を支給します。

概要

次の1の労働者に、2の養成課程を履修させ、養成課程修了日の前後6か月間に精神障害者を雇い入れ、当該精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させた場合に、3の奨励金を支給します。

1. 対象となる労働者
一般被保険者として3年以上、当該事業所で雇用されている労働者
2. 対象となる養成課程
 - (1) 精神保健福祉士の養成課程（精神保健福祉士短期養成施設、精神保健福祉士一般養成施設等の課程）
 - (2) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が指定する大学院（第1種）又は専門職大学院の課程
 - (3) 社会福祉士の養成課程（社会福祉士短期養成施設、社会福祉士一般養成施設等の課程）
3. 支給額
履修者1人につき、養成課程の履修に要した費用の2/3（50万円を上限）
対象となる費用は、入学金、授業料、実習費用等の合計をいい、履修にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、講習の実施機関が実施する各種行事参加に係る費用、同窓会費等は対象となりません。
また、養成課程を修了しなかった場合は、支給の対象にはなりません。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92、No28)
(P92、No31)

精神障害者雇用安定奨励金 (社内理解促進奨励金)

趣旨・目的

精神障害者を雇い入れ、又は職場復帰させるとともに、精神障害者とともに働く労働者に精神障害者の支援に関する知識を習得するための講習を受講させた場合に奨励金（費用の1/2・上限5万円）を支給します。

概要

精神障害者をハローワーク又は地方運輸局の紹介により雇用保険の一般被保険者として雇い入れるか、又は精神障害者の休職者（※1）を職場復帰させるとともに、次の1に該当する講習を労働者に受講させる事業主に、2の講習に要した費用の一部を支給します。

※1 休職者とは、職場復帰をした日の前日から6か月間以上休職していたものをいいます。ただし、職場復帰をした日の前日から1年間の間に延べ6か月間休職していた場合も対象となります。また、休職期間には年次有給休暇、欠勤期間を含みます。

講習の開始日の前後6か月間に精神障害者を雇い入れるか、精神障害者の休職者を職場復帰させることが必要です。

1. 対象となる講習

- (1) 講習時間 1回（※2）につき2時間以上
- (2) 対象者 雇い入れた精神障害者又は職場復帰した休職者と同じ職場の労働者
- (3) 講習方法・講習内容

次のいずれかに該当する者を講師とする講習又は当該事業所以外の機関が実施する精神障害者の支援に関する講習（※3）

- ① 精神科医
- ② 精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、作業療法士、看護師又は保健師
- ③ 精神障害に関する専門的知識及び技術を有する学識経験者
- ④ 精神障害者の就労支援に係る経験を3年以上有する者
- ⑤ 精神障害者の雇用管理に係る経験を3年以上有する者
- ⑥ 事業所で雇用されている精神障害者

※2 同一の対象者に対する講習で内容に連続性がある講習は、初回から最終回までを1回みなします。

※3 セルフケア（受講する対象者が自身のストレスや心の健康について理解し自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処すること）に関する講習及び通信による講習は対象となりません。

2. 支給額

講習1回につき、要した費用の1/2（5万円を上限）

支給対象となる講習期間は1年間を上限とし、1年間の講習回数は5回を上限とします。

※対象となる費用：講師謝金、講師旅費、講習を実施する会場使用料、教材費・資料代、外部機関が実施する講習の受講料等

(注) 講習に参加するための対象者の旅費及び賃金等については、対象となりません。

当該事業所において選任されている産業医、当該事業所の産業保健スタッフ及び当該事業所の労働者を講師とした場合、講師謝金及び講師旅費については、支給対象とはなりません。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課 TEL：0742-32-0209 (P92, No.28)
各公共職業安定所 (P92, No.31)

精神障害者雇用安定奨励金 (ピアサポート体制整備奨励金)

趣旨・目的

精神障害者を雇い入れ、又は職場復帰させるとともに、社内の精神障害者に精神障害者への配慮事項等に関する事業所への助言等、ピアサポートの業務を担当させた場合に奨励金（25万円）を支給します。

概要

精神障害者をハローワーク又は地方運輸局の紹介により雇用保険の一般被保険者として雇い入れるか、又は精神障害者の休職者（※1）を職場復帰させるとともに、社内の精神障害者（1年以上安定して雇用されている者）に1に該当する精神障害者の雇用管理に関する業務を新たに担当させた場合に、2の奨励金を支給します。

※1 休職者とは、職場復帰をした日の前日から6か月間以上休職していたものをいいます。ただし、職場復帰をした日の前日から1年間の間に延べ6か月間休職していた場合も対象となります。また、休職期間には年次有給休暇、欠勤期間を含みます。

精神障害者の雇入れ又は休職者の職場復帰の日の前後6か月間に社内の精神障害者を担当者として配置することが必要です。

1. 社内の精神障害者が担当するピアサポート業務
次のいずれかに該当するもの
 - (1) 精神障害者の職場定着や休職者の職場復帰を進めるために必要とされる配慮事項等に係る事業所への助言
 - (2) 当該事業所の産業保健スタッフ等の協力の下での精神障害者又は休職者に対する、経験に基づいた職場生活、職場復帰等に関する情報提供、助言等
 - (3) (1) 又は (2) のほか、精神障害者の職場定着又は休職者の職場復帰に資する業務
2. 支給額
配置した社内の精神障害者1人あたり25万円

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92、No28)
(P92、No31)

重度障害者等通勤対策助成金

趣旨・目的

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成します。

概要

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①住宅の新築等助成金 ○対象障害者用に特別な構造または設備を備えた住宅の新築・増築・改築・購入（事業主団体を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障害者 3級の体幹機能障害者 3級の視覚障害者 3級または4級の下肢障害者 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> 世帯用 1戸につき1,200万円 単身者用 1人につき500万円（1事業所につき5,000万円が限度） 	10年間
②住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	<ul style="list-style-type: none"> 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 		<ul style="list-style-type: none"> 世帯用 月10万円 単身者用 月6万円 	
③指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者 精神障害者 		<ul style="list-style-type: none"> 配置1人 月15万円 	
④住宅手当の支払助成金	※「③指導員の配置」		<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人 月6万円 	
⑤通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 「⑤通勤用バスの購入」 「⑥通勤用バスの運転従事者の委嘱」 		<ul style="list-style-type: none"> バス 1台 700万円 	
⑥通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）	③、⑤及び⑥の場合は対象障害者が5人以上であることが必要		<ul style="list-style-type: none"> 委嘱1人 1回 6,000円 	10年間
⑦通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱	※「⑦通勤援助者の委嘱」 対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要		<ul style="list-style-type: none"> 委嘱1人 1回 2,000円 交通費 1認定 3万円 	1月間
⑧駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人 月5万円 	10年間
⑨通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	<ul style="list-style-type: none"> 2級以上の上肢障害者 2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢障害者 3級以上の体幹機能障害者 3級以上の内部障害者 4級以上の下肢障害者 4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 		<ul style="list-style-type: none"> 購入 1台 150万円（1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円） 	

[注] 認定申請書の提出期限：①、⑤、⑨の助成金…新築・改修・購入等に係る契約（発注）日の前日の2か月前まで
②、⑧の助成金…住宅、駐車場の賃貸借契約日の翌日の3か月後まで
③、⑥、⑦の助成金…配置または委嘱する日の前日まで
④の助成金…住宅手当を初めて支払った日の翌日の3か月後まで

問い合わせ先

(独)高齢・障害者雇用支援機構 奈良 高齢・障害者雇用支援センター
TEL：0742-30-2245 (P92、No.32)

重度障害者多数雇用事業所 施設設置等助成金

趣旨・目的

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を労働者として多数雇い入れるまたは継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると思われる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

概要

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種 ○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障害者 知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） 精神障害者 ※「①第1種」 対象障害者を5人以上雇い入れ、継続雇用者とあわせて10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要	2/3 特例 3/4	<ul style="list-style-type: none"> 新規雇用5～9人 1.5億円 新規雇用10人以上 2億円 （同一企業に対する支給額の合計額は、4億円が限度） （特例3億円または4億円）	5年間
②第2種 ○対象障害者のための事業施設等の設置または整備			<ul style="list-style-type: none"> 1認定 5千万円（特例1億円） （同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度）	
※利息助成 ○上記①・②の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入	※「②第2種」 対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要			

問い合わせ先

(独)高年齢・障害者雇用支援機構 奈良 高年齢・障害者雇用支援センター
TEL：0742-30-2245 (P92、No32)

障害者就業・生活支援センター 設立準備助成金

趣旨・目的

障害者就業・生活支援センターの指定を受けるための準備計画を策定し、労働局長からの認定を受けた事業主に対し、障害者の就業支援業務に要した費用の一部を助成します。

概要

障害者就業・生活支援センターの指定を受けるための準備計画を作成し、当該計画について労働局長の認定を受けた事業主に対し、障害者の就業支援業務に要した経費（人件費・一般管理費等）の一部について助成します。

【助成額】

一事業主につき600万円（第1期300万円、第2期300万円）

人材確保等支援助成金 (中小企業人材確保推進事業助成金)

趣旨・目的

改善計画（※）の認定を受けた事業協同組合等の中小企業団体が、構成中小企業者の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成します。

※ 改善計画とは、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業協同組合や中小企業事業主等が労働時間等の設定の改善、職場環境の改善等の雇用管理の改善について取り組む計画のことです。

概要

助成金の支給対象となる中小企業人材確保推進事業の例は次のとおりです。

1. 各事業の企画・立案のための検討委員会の開催
2. 構成中小企業者における雇用管理状況等に関する調査の実施
3. 募集・採用ガイドブック等の作成・配布
4. 雇用管理に関するセミナーの実施
5. 合同企業説明会の実施
6. 構成中小企業者の労働者に対する職業相談の実施
7. モデル事業説明会の実施

【助成額】

実施した事業に要した費用の2/3の額を3年度間助成します。

なお、一事業年度の支給限度額が、構成中小企業者数によって定められております。

認定組合等の区分	限度額
大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上）	1,000万円
中規模認定組合等（同100以上500未満）	800万円
小規模認定組合等（同100未満）	600万円

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 雇用管理係

TEL：0744-22-5101 (P92、No36)

中小企業雇用安定化奨励金 (正社員転換制度奨励金)

趣旨・目的

就業規則等により、有期契約労働者を正社員に転換する制度を導入し、適用した場合に奨励金を支給します。

概要

1. 正社員転換制度を導入し、正社員に転換させた事業主（転換制度導入事業主）に対する助成
労働協約又は就業規則に正社員転換制度を新たに定め、制度導入日（※）から起算して3年以内に、有期契約労働者を実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給します。

※本奨励金においては、労働協約であれば締結日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署等に届け出た日をいいます。ただし、制度の施行年月日が締結日や労働基準監督署等に届け出た日より後の場合は、施行年月日となります。

【助成額】

一事業主につき40万円

2. 2人以上を正社員に転換させた事業主（転換促進事業主）に対する助成
上記1に加え、制度導入日から起算して3年以内に有期契約労働者を2人以上正社員に転換させた場合に奨励金を支給します。

【助成額】

1人につき20万円（10人まで支給対象とする。）
（母子家庭の母等の場合は30万円）

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課 TEL：0742-32-0209 (P92、No28)
各公共職業安定所 (P92、No31)

中小企業雇用安定化奨励金 (共通処遇制度奨励金)

趣旨・目的

就業規則等により、フルタイム有期契約労働者について、正社員と共通の処遇を行う制度を導入し、適用した場合に奨励金を支給します。

概要

労働協約又は就業規則に賃金等について、フルタイム有期契約労働者と正社員との共通の処遇制度（※1）を新たに定め、制度導入日（※2）から起算して2年間のうちに、フルタイム有期契約労働者について1人以上当該制度を適用させた場合に奨励金を支給します。

- ※1 本奨励金においては、仕事の難易度や責任度等に応じて、評価を行い処遇する制度を3区分以上の制度として設け、当該区分に対応した基本給、職能給、職務給、賞与等の待遇が定められているものをいいます。ただし、正社員とフルタイム有期契約労働者の評価区分が2区分以上共通していることが必要です。
- ※2 本奨励金においては、労働協約であれば締結日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署等に届け出た日をいいます。ただし、制度の施行年月日が締結日や労働基準監督署等に届け出た日より後の場合は、施行年月日となります。

【助成額】

一事業主につき60万円

[注] 本奨励金の創設（平成21年4月1日）前に、制度を導入していた場合は、本奨励金の支給対象とはなりません。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92、No28)
(P92、No31)

中小企業雇用安定化奨励金 (共通教育訓練制度奨励金)

趣旨・目的

就業規則等により、フルタイム有期契約労働者について、正社員と共通の教育訓練制度を導入し、適用した場合に奨励金を支給します。

概要

労働協約又は就業規則に正社員と共通の教育訓練制度（Off-JTに限る。）を新たに定め、制度導入日（※）から起算して2年以内に、フルタイム有期契約労働者の3割以上に共通の教育訓練制度による教育訓練を修了させた場合に奨励金を支給します。

※本奨励金においては、労働協約であれば締結日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署等に届け出た日をいいます。ただし、制度の施行年月日が締結日や労働基準監督署等に届け出た日よりも後の場合は、施行年月日となります。

【助成額】

一事業主につき40万円

[注] 本奨励金の創設（平成21年4月1日）前に、共通の教育訓練制度を導入していた場合には、本奨励金の支給対象とはなりません。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92、No.28)
(P92、No.31)

短時間労働者均衡待遇推進等助成金 (資格・評価制度(共通))

趣旨・目的

パートタイム労働者の仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共通の評価・資格制度を導入し、実際に当該制度を適用した場合に助成金を支給します。

概要

事業主が就業規則又は労働協約に、パートタイム労働者の待遇について正社員と共通の評価・資格制度を新たに定め、2年間のうちに1人以上制度を適用させた場合に助成金を支給します。

【助成額】

一事業主につき50万円（中小企業は60万円）

助成金は2回に分けて支給します。

第1回目 25万円 制度の対象者が生じた場合に支給

第2回目 25万円（中小企業は35万円） 第1回目の支給要件を満たしてから6か月経過後、対象者が継続して雇用されている場合に支給

※1 正社員と共通の評価・資格制度とは次に該当するものをいいます。

- (1) 「職能資格制度」などパートタイム労働者の仕事や能力に応じた「格付け」を設定していること。
- (2) 格付けの区分が3段階以上であること。
- (3) 格付けの区分に応じて、基本給や賞与などの待遇が定められていること。
- (4) 評価・格付けは全ての正社員・パートタイム労働者に適用すること。
- (5) パートタイム労働者の2分の1以上（1人の場合はその人）が雇用保険の被保険者であること。

※2 評価・資格制度（パート）との選択制です。両方で助成金を受給することはできません。

短時間労働者均衡待遇推進等助成金 (資格・評価制度(パート))

趣旨・目的

パートタイム労働者の仕事や能力に応じた評価・資格制度を導入し、実際に当該制度を適用した場合に助成金を支給します。

概要

事業主が就業規則又は労働協約に、パートタイム労働者の仕事や能力に応じた「格付け」を設定した評価・資格制度を新たに定め、2年間のうちに1人以上制度を適用させた場合に助成金を支給します。

【助成額】

一事業主につき30万円（中小企業は40万円）

助成金は2回に分けて支給します。

第1回目 15万円 制度の対象者が生じた場合に支給

第2回目 15万円（中小企業は25万円） 第1回目の支給要件を満たしてから6か月経過後、対象者が継続して雇用されている場合に支給

- ※1 パートタイム労働者の仕事や能力に応じた評価・資格制度とは次に該当するものをいいます。
- (1) 「職能資格制度」などパートタイム労働者の仕事や能力に応じた「格付け」を設定していること。
 - (2) 格付けの区分が3段階以上であること。
 - (3) 格付けの区分に応じて、基本給や賞与などの待遇が定められていること。
 - (4) 評価・格付けは全てのパートタイム労働者に適用すること。
 - (5) パートタイム労働者の2分の1以上（1人の場合はその人）が雇用保険の被保険者であること。

※2 評価・資格制度（共通）との選択制です。両方で助成金を受給することはできません。

短時間労働者均衡待遇推進等助成金 (正社員転換制度)

趣旨・目的

パートタイム労働者から正社員への転換のための試験制度を導入し、実際に当該制度を適用した場合に助成金を支給します。

概要

事業主が就業規則又は労働協約に、パートタイム労働者から正社員への転換のための試験制度を新たに定め、2年間のうちに1人以上制度を適用させた場合に助成金を支給します。

【助成額】

一事業主につき30万円（中小企業は40万円）

助成金は2回に分けて支給します。

第1回目 15万円 制度の対象者が生じた場合に支給

第2回目 15万円（中小企業は25万円） 第1回目の支給要件を満たしてから6か月経過後、対象者が継続して雇用されている場合に支給

※1 正社員への転換制度は次に該当する制度をいいます。

- (1) 転換後の「正社員」は労働契約期間の定めがないこと。
- (2) 転換前のパートタイム労働者は、下記に該当することが必要です。
 - ア 転換前6か月以上パートタイム労働者として支給申請事業主に雇用されていること。
 - イ 転換前日から起算して過去3年間に、支給申請事業主の正社員又は短時間正社員でないこと。
 - ウ 正社員に雇用されることを前提に、試用雇用等により雇用されている者ではないこと。
- (3) 格付けの区分に応じて、基本給や賞与などの待遇が定められていること。
- (4) 評価・格付けは全てのパートタイム労働者に適用すること。

※2 中小企業においては、有期契約のパートタイム労働者で雇用保険の被保険者又は公共職業安定所等の紹介により雇用された者は、「中小企業雇用安定化奨励金」の対象となります。

短時間労働者均衡待遇推進等助成金 (健康診断制度)

趣旨・目的

パートタイム労働者の健康診断制度を導入し、実際に延べ4人以上に実施した場合に助成金を支給します。

概要

事業主が就業規則又は労働協約に、パートタイム労働者の健康診断制度（雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診のうちいずれか一つ以上）を新たに定め、2年間のうちに延べ4人以上に実施した場合に助成金を支給します。

【助成額】

1事業主につき30万円（中小企業は40万円）

助成金は2回に分けて支給します。

第1回目 15万円 制度の対象者が生じた場合に支給

第2回目 15万円（中小企業は25万円） 第1回目の支給要件を満たしてから6か月経過後、対象者が継続して雇用されている場合に支給

※雇入時健康診断と定期健康診断の場合は、1週間の所定労働時間が正社員の4分の3未満のパートタイム労働者に実施した場合にのみ支給対象となります。

短時間正社員制度導入促進等助成金

趣旨・目的

短時間正社員制度を導入し、実際に当該制度を利用した場合に、対象労働者10人目まで助成金を支給します。

概要

事業主が就業規則又は労働協約に短時間正社員制度を新たに定め、5年間のうちに本人の自発的な申し出により一定期間以上この制度を利用した労働者が生じた場合に10人目まで助成金を支給します。

1. 短時間正社員制度を導入し、連続した3か月以上この制度を利用した対象者が生じた事業主（対象者1人目）

【助成額】

一事業主につき30万円（中小規模事業主は40万円）

※中小規模事業主とは、常時雇用する労働者が300人を超えない事業主をいいます

助成金は2回に分けて支給します。

第1回目 15万円 制度の対象者が生じた場合に支給

第2回目 15万円（中小規模事業主は25万円） 第1回目の支給要件を満たしてから6か月経過後、対象者が継続して雇用されている場合に支給

2. 短時間正社員制度を導入し、連続した4か月以上この制度を利用した対象者が2人以上生じた事業主（対象者2人目～10人目）

【助成額】

対象者1人につき15万円（中小規模事業主は20万円）

※短時間正社員制度は次に該当する制度をいいます。

- (1) 正社員と比較して以下のいずれかに該当する制度であること。

ア 1日に所定労働時間を短縮する制度：1日の所定労働時間が7時間以上の場合で、1日の所定労働時間を1時間以上短縮するもの。

イ 週又は月の所定労働時間を短縮する制度：1週当たりの所定労働時間が35時間以上の場合で、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮するもの。

ウ 週又は月の所定労働日数を短縮する制度：1週当たりの所定労働日数が5日以上の場合で、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮するもの。

- (2) 労働契約期間の定めがないこと。

- (3) 時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が、同一事業所に雇用されるフルタイムの正規型の労働者と同等であること。

初めて育児休業者が出た場合

育児・介護雇用安定等助成金 (中小企業子育て支援助成金) (平成24年3月31日までの時限措置)

趣旨・目的

中小企業における育児休業の取得促進を図るため、一定の要件を備えた育児休業を実施する中小企業事業主（労働者数100人以下）に対して、初めて育児休業取得者が出た場合に助成金を支給します。

概 要

- 以下の1～6のいずれにも該当する雇用保険の適用事業主について、下表に掲げる額を支給します。
1. 常時雇用する労働者の数が100人以下であること。
 2. 次世代育成支援対策推進法に基づき、支給申請前に一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局長に届け出ていること。平成21年4月1日以後、一般事業主行動計画を策定又は変更する場合は、一般事業主行動計画を公表し、かつ、労働者に対し周知したこと。
 3. 労働協約又は就業規則に育児休業について規定していること。
平成22年6月30日以後に支給申請を行う場合は、改正育児・介護休業法に対応した育児休業について、支給申請前に労働協約又は就業規則に規定していること。
 4. 当該企業において雇用保険の被保険者として雇用する労働者であって、平成18年4月1日以後に、初めて育児休業を取得した者が出たこと。
 5. 育児・介護休業法施行規則第5条第4項で定める事項（①育児休業申出を受けた旨 ②育児休業開始予定日及び育児休業終了予定日 ③育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由）について、当該対象労働者に対し書面等（育児休業取扱通知書など）により通知していること。（対象労働者が育児休業を平成22年6月30日以後に開始した場合に限る。）
 6. 対象となる労働者は、以下の要件を全て満たしているものであること。
 - (1) 雇用保険の被保険者資格：子の出生まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用されていること。
 - (2) 休業取得期間：平成18年4月1日以後、1歳までの子を養育するため6か月以上育児休業（※）を取得したこと。（※労働者に産後休業をした期間があり、かつ、産後休業の終了後引き続き育児休業をした場合は、産後休業を含め6か月以上。）
 - (3) 復職後：育児休業終了日の翌日から起算して1年以上（※）雇用保険の被保険者として継続して雇用されたこと。（※対象労働者の育児休業終了日が平成22年4月30日以前である場合は6か月以上。）
- 支給額
1人目：100万円 2人目から5人目まで：80万円

※同一の労働者が上記6に複数回該当する場合等は、当該労働者が最初に該当する場合のみ支給対象となります。

問い合わせ先

奈良労働局 雇用均等室

TEL：0742-32-0210 (P92、No29)

育児・介護雇用安定等助成金 (事業所内保育施設設置・運営等助成金)

趣旨・目的

労働者のための保育施設を事業所内に設置する事業主又は事業主団体に対し、その設置、運営（運営開始後最長10年間）、増築及び保育遊具等購入に係る費用の一部を助成します。

概要

一定の要件を備えた事業所内保育施設についての計画を作成し、設置、運営又は増築、保育遊具等の購入を行った場合、下表に掲げる額を支給します。

	助成率等	助成限度額	
設置費	(大企業) 2分の1 (中小企業) 3分の2	2,300万円	
増築費	2分の1	増築	1,150万円 ※5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備
	2分の1×(増加する定員)÷(建替え後の施設の定員)	建替え	2,300万円 ※5人以上の定員増を伴う建替え
運営費	(大企業) 1年目～5年目 2分の1 6年目～10年目 3分の1 (中小企業) 1年目～5年目 3分の2 6年目～10年目 3分の1	運営形態	1年目～5年目 6年目～10年目
		通常型	規模に応じ 最高699万6千円 規模に応じ 最高466万4千円
		時間延長型	規模に応じ 最高951万6千円 規模に応じ 最高634万4千円
		深夜延長型	規模に応じ 最高1,014万6千円 規模に応じ 最高676万4千円
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営に係る額+165万円 上記それぞれの型の運営に係る額+110万円
保育遊具等購入費	自己負担金10万円を控除した額	40万円 ※1品の単価が1万円以上(セット販売を含む)、総額20万円以上の場 合に限る 設置費又は増築費の支給申請と同時に申請を行う場合のみ支給	

※施設要件等

- ①乳幼児の定員が10人以上であり、1人当たりの面積が原則として7㎡以上であること。
- ②原則として児童福祉施設最低基準の要件を満たしていること。
- ③設置場所は、事業所の敷地内、近接地、労働者の通勤経路・居住地の近接地であり、継続的利用が見込まれるものであること。
- ④利用者は、原則として、その雇用する労働者又はその雇用する労働者以外の雇用保険の被保険者である労働者であること。

問い合わせ先

奈良労働局 雇用均等室

TEL : 0742-32-0210 (P92、No29)

育児・介護雇用安定等助成金 (両立支援レベルアップ助成金 (育児・介護費用等補助コース))

趣旨・目的

労働者が育児又は介護に係るサービスを利用する際に要した費用の全部又は一部を補助する制度を労働協約又は就業規則に規定し、実際に費用補助を行った事業主及び育児又は介護に係るサービスを行うものと契約し、そのサービスを労働者に利用させた事業主に対して、事業主が負担した額の一定割合を助成します。

概要

- 雇用保険の被保険者である労働者（育児サービスの場合は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者、介護サービスの場合は家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他の同居の親族）の介護をする労働者）が利用した育児・介護サービス費用のうち、事業主が負担した額に対して、下表に掲げる助成をします。

	サービスの内容	助成率	限度額
中小企業	育児に係るサービス	<u>4分の3</u>	1年間（1月1日～12月31日）につき育児・介護サービス利用者1人当たり30万円（中小企業事業主40万円）かつ1事業所当たり360万円（中小企業事業主480万円）
	介護に係るサービス	2分の1	
大企業	3分の1		

※下線の助成率・限度額は平成24年3月31日までの措置で、以後は育児に係るサービスの助成率は2分の1になります。

※支給対象期間は、最初に費用補助を開始した日から5年間を限度とします。

※雇用する労働者が育児・介護サービスを利用する際にそれに要した費用の全部若しくは一部を補助する措置又はベビーシッター会社、シルバーサービス会社等育児・介護サービスの提供者と事業主が契約し労働者に利用させる措置のいずれか1つ以上を労働協約又は就業規則に定め、実施していることが必要です。

※対象となるサービスを提供する施設等の例としては、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、民間ベビーシッター会社、家政婦（夫）、シルバー人材センター、家庭福祉員、有償ボランティア組織等があります。

- 労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の額に加え、下表に掲げる額を支給します。

	支給額（1事業主につき）
中小企業	40万円 [30万円]
大企業	30万円 [20万円]

※ [] 内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

育児・介護雇用安定等助成金 (両立支援レベルアップ助成金 (代替要員確保コース))

趣旨・目的

育児休業終了後、育児休業取得者を原職又は原職相当職（以下「原職等」といいます。）に復帰させる旨の取り扱いを労働協約又は就業規則に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に、一定額を助成します。

概要

3か月以上の育児休業取得者の休業期間中に代替要員を3か月以上派遣若しくは雇用により新規に確保し、かつ育児休業取得者を当該休業終了後に原職等に復帰させており、「当該育児休業終了後引き続き雇用保険の被保険者として、6か月以上雇用している場合」に、下表に掲げる額を支給します。

1. 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに労働協約又は就業規則に規定した事業主

	支給対象労働者1人当たり	
	①支給対象労働者が最初に生じた場合	中小企業
	大企業	40万円 [30万円] ※
②2人目以降の支給対象労働者が生じた場合	中小企業	15万円
※最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、 ①と合わせて1事業所当たり1年度10人まで	大企業	10万円

※ [] 内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

2. 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に労働協約又は就業規則に規定している事業主

	支給対象労働者1人当たり	
	支給対象労働者が生じた場合	中小企業
※平成12年4月1日以降、最初に支給対象労働者が 生じた日の翌日から5年間、1事業所当たり1年 度10人まで	大企業	10万円

※月数の算定は、算定を開始する日から翌月の同じ日付の前日までを1か月として計算します。ただし、翌月に該当する日がない場合は、その月の末日をもって1か月とし、1か月未満の日数は切捨てとします。

問い合わせ先

(財)21世紀職業財団 奈良事務所

TEL : 0742-36-6777 (P93、No39)

育児・介護雇用安定等助成金 (両立支援レベルアップ助成金 (子育て期の短時間勤務支援コース))

趣旨・目的

少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子（小規模事業主においては、少なくとも3歳に達するまでの子）を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度（1日の労働時間を6時間とする制度を含む短時間勤務制度）を労働協約又は就業規則に規定し、労働者がこれらの制度を連続して6か月以上利用した場合に事業主に対して助成金を支給します。

概要

少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子（小規模事業主においては、少なくとも3歳に達するまでの子）を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則により制度化しており（複数の事業所を有する事業主にあってはすべての事業所において制度化していることが必要です。）、雇用保険の被保険者として雇用する小学校第3学年修了までの子を養育する労働者が短時間勤務制度を連続して6か月以上利用し、その翌日から引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用し、かつ、支給申請日に雇用している場合に、1事業主当たり下表に掲げる額を支給します。

①支給対象労働者が最初に生じた場合	小規模事業主	100万円
	中規模事業主	50万円
	大規模事業主	40万円
②2人目以降の支給対象労働者が生じた場合	小規模事業主	80万円
	中規模事業主	40万円
	大規模事業主	10万円

※小規模事業主：常時100人以下の労働者を雇用する事業主。

中規模事業主：101人以上の労働者を雇用し、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主。

大規模事業主：常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主。

※2人目以降の支給対象労働者は、同一の子を養育する同一の労働者を除きます。

※最初の支給対象労働者が生じた日の翌日から5年以内、1事業主当たり延べ10人（小規模事業主は5人）までの支給となります。

【支給対象となる短時間勤務】

次の1から3までのいずれかに該当するものであること。

1. 1日の所定労働時間を短縮する短時間勤務（1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮しているものに限られます。）
2. 週又は月の所定労働時間を短縮する短時間勤務（1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮しているものに限られます。）
3. 週又は月の所定労働日数を短縮する短時間勤務（1週当たりの所定労働時間が5日以上の方について、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮しているものに限られます。）

育児・介護雇用安定等助成金 (両立支援レベルアップ助成金 (休業中能力アップコース))

趣旨・目的

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、職場適応性や職業能力の維持回復を図る措置（職場復帰プログラム）を実施した事業主・事業団体に支給します。

概 要

育児休業期間が3か月以上の育児休業者（産後休業終了後引き続き育児休業をした場合は、産後休業期間を含みます。）又は介護休業期間が1か月以上の介護休業者（以下「対象労働者」といいます。）に対して、下表1の職場復帰プログラムを1つ以上実施している場合に職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて下表2に掲げる額を、下表3の限度額まで支給します。

表1

①在宅講習 (支給限度12か月) 1か月以上実施	<ul style="list-style-type: none"> 事業主・事業主団体が作成した教材又は選定した教育訓練施設の講座の教材等を用いて、休業期間中のあらかじめ設定された期間に休業者の自宅等において実施 休業者の現在の仕事又は近く就く予定の仕事に関連した講習
②職場環境適応講習 (支給限度12日) 月1日実施	<ul style="list-style-type: none"> 休業期間中に、事業主・事業主団体自ら実施 休業者が、休業期間中に職業能力の維持回復を図るために受ける講習等
③職場復帰直前講習 (支給限度12日) 育児休業終了前3か月間又は介護休業終了前1か月間に3日以上実施	<ul style="list-style-type: none"> 休業期間中に、事業主・事業主団体が自ら実施又は選定した教育訓練施設で実施 休業者の職場適応性や職業能力の維持回復を図るために、指導担当者の下に実施される講習等
④職場復帰直後講習 (支給限度12日) 休業終了翌日から1か月間に3日以上実施	<ul style="list-style-type: none"> 復帰後に、事業主・事業主団体が自ら実施又は選定した教育訓練施設で実施 職場復帰直前講習と同様、休業者の職場適応性や職業能力の維持回復を図るために指導担当者の下に実施される講習等

表2

【支給対象労働者1人当たり支給額】

プログラム別支給単価		中小企業	大企業	支給限度
在宅講習	1月当たり	9,000円	7,000円	12か月
職場環境適応講習	1日当たり	4,000円	3,000円	12日
職場復帰直前講習	1日当たり	5,000円	4,000円	12日
職場復帰直後講習	1月当たり	5,000円	4,000円	12日

【プログラム開発作成費】

中小企業	大企業
13,000円 (20,000円)	10,000円 (15,000円)

※()は情報提供を行った場合の支給額です。

※各プログラムについて、支給単価に実施した月数又は日数を乗じた金額を支給します。

表3

企業規模	支給対象労働者1人当たり(限度額)
中小企業	21万円
大企業	16万円

※支給は、1事業所当たり育児休業者、介護休業者それぞれ延べ100人までです。

問い合わせ先

(財)21世紀職業財団 奈良事務所

TEL : 0742-36-6777 (P93, No39)

育児休業取得促進等助成金 (育児休業取得促進措置)

趣旨・目的

労働者の育児休業期間中に、事業主が独自に3か月以上の経済的支援を行った場合に、経済的支援に係る費用の一部を助成します。

概要

育児休業の対象となる子が生まれた日から、満3歳の誕生日の前日までの間において、雇用保険の被保険者の方に育児休業を取得させ、3か月以上の期間にわたり経済的支援を行った場合に助成します。

※短時間勤務制度を利用する方に対しても助成します。(短時間勤務促進措置)

【助成額】

事業主が行う経済的支援の額に次の助成率を乗じた額を支給します。

中小企業 3/4 (大企業 2/3)

ただし、上限がありますのでご注意ください。

※育児休業制度は、労働協約または就業規則に定める必要があります。

※経済的支援とは、事業主が対象被保険者の育児休業期間中に支払う手当などをいい、賞与や一時金、出産祝い金などは除きます。

なお、経済的支援は、労働協約、就業規則、給与規程または労働契約などに定める必要があります。

介護労働者設備等整備モデル奨励金

趣旨・目的

奨励金は、介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、労働局の認定を受けた導入・運用計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行うことにより労働環境を改善し、もって、介護労働者の雇用管理の改善を図った事業主に対して、当該機器の導入・運用等に要した費用の一部を支給します。

概要

介護福祉機器の導入等に要した費用であって、計画期間内に支払いが完了した額の1/2（上限は300万円）。

対象となる介護福祉機器 ★1品10万円以上であること

介護労働者が使用することにより、直接的に身体的負担が軽減され、腰痛予防の効果が高く、労働環境の改善が見込まれるもの。

1. 移動用リフト

- ※立体補助機（スタンディングマシーン）を含む。
- ※移動用リフトと同時に購入したスリングシートを含む。

5. 特殊浴槽

- ※リフトと共に稼働するもの、側面が開閉可能なもの。
- 同時に購入した担架や入浴用車いすを含む。

2. 自動車用車いすリフト

- ※福祉車両の場合は、本体を除いたリフト部分のみ。

6. ストレッチャー

3. ベッド

- ※傾斜角度、高さが調節できるもの。
- マットレスは除く。

7. シャワーキャリー

4. 座面昇降機能付車いす

8. 昇降装置

- ※人の移動に使用するものに限る。

9. 車いす体重計

◆ただし、次に該当する場合は対象外です。

- | | |
|------------------------|---|
| ○要介護者が購入・賃借する機器 | ○資本的・経済的関連性がある事業主間の取引による機器 |
| ○事業主が私的目的で購入した機器 | ○配偶者間、1親等間、法人とその代表者・代表者の配偶者間、代表の1親等の親族間、法人とその取締役間、同一代表者の法人間 |
| ○事業主以外の名義の機器 | ○同じ機器で他の助成金をすでに受給した場合 |
| ○現物出資された機器 | ○1年以上にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器 |
| ○商品として販売・賃貸する目的で購入した機器 | |
| ○原材料 | |
| ○取得後、解約・第三者に譲渡した機器 | |
| ○支払事実が明確でない機器 | |
| ○国外で導入された機器 | |

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課

TEL：0742-32-0209 (P92、No28)

人材確保等支援助成金 (建設教育訓練助成金)

趣旨・目的

中小建設事業主等が、建設労働者の技能の向上のために教育訓練を行った場合の経費及び賃金の一部を助成します。

概要

種類	概要	助成率及び限度額
認定訓練	第1種 中小建設事業主等が都道府県から認定訓練助成事業補助金等の交付を受けて、職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	1人1月(コース又は単位)当たり1,800円から25,000円を限度(訓練の課程により助成額が異なります。)
	第4種 中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	1人1日当たり5,400円又は7,000円を限度(訓練の課程により助成額が異なります。)
技能実習	第2種 中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合又は登録教習機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成	一の技能実習について1日20万円(訓練内容により13万円)かつ20日分を限度
	第4種 中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の技能実習等について1人1日当たり7,000円(上限)かつ20日分を限度
通信教育訓練	第2種 中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成	一の教育訓練の受講料(教科書代・教材費含む)の1/2、1人当たり10万円を限度
就業機会確保事業	第2種 建設業務労働者就業機会確保事業の認定を受けた建設業の事業主団体が、送出事業に係る建設労働者のために教育訓練を行った場合、経費の一部を助成	教育訓練の実施に要した経費の1/2(中小建設事業主の団体については2/3)、1コースあたり5万円を限度
	第4種 建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が送出する建設労働者に勤務扱いで教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	通常の賃金の額の1/2(中小建設事業主は2/3)、一の教育訓練について150日分を限度
受講援助	第3種 中小建設事業主が雇用する建設労働者に広域的職業訓練を受講させた場合、旅費の一部を助成	受講のために旅費として負担した額の1/2
職業訓練推進	第3種 広域的職業訓練法人が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動を行った場合、経費の一部を助成	支給対象経費の2/3、一事業年度9,000万円を限度(職業訓練の規模により、7,500万円、6,000万円又は4,500万円を限度)
施設等設置整備	第3種 広域的な職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成	設置又は整備費用の1/2、3億円を限度

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 助成係
TEL : 0744-22-5302 (P92、No37)

人材確保等支援助成金 (建設事業主雇用改善推進助成金)

趣旨・目的

中小建設事業主が、建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、当該計画に従って、雇用改善の取組を行った場合の経費及び賃金の一部を助成します。

概要

中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画（雇用改善実施計画）を作成し、(独)雇用・能力開発機構の認定を受け、当該計画に従って雇用改善の取組を実施した場合、助成金を支給します。

事業区分	助成率及び限度額
1 雇用管理責任者の選任・配置等	1 について
2 募集・採用を円滑に行うための新たな取組	<ul style="list-style-type: none"> 研修実施経費 10万円／1日（6日分限度） 研修受講援助 7,000円（上限）／1人1日（6日分限度）
3 高齢労働者・女性労働者の活躍を推進する取組	2 から 4 のそれぞれについて
4 魅力ある職場づくりのための取組	支給対象経費の1／2、100万円を限度
5 臨時雇用労働者の雇用改善	5 及び 6 のそれぞれについて
6 雇用管理改善のための社会保険労務士等の活用	支給対象経費の1／2、50万円を限度
	※ 1 から 6 の合計で200万円を限度

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 助成係

TEL : 0744-22-5302 (P92、No37)

人材確保等支援助成金 (建設事業主団体雇用改善推進助成金)

趣旨・目的

建設業の事業主団体が、団体の構成員である建設事業主に雇用される建設労働者の雇用改善を図るため雇用改善推進事業を行った場合、経費の一部を助成します。

概要

中小建設事業主の団体又はその連合団体が傘下企業の雇用管理の改善が必要と思われる項目について、数値目標を設定し、(独)雇用・能力開発機構の認定を受け、その目標達成のために必要な事業を実施した場合、助成金を支給します。

事業区分	助成率及び限度額
1 雇用管理の改善を促進するための事業 2 雇用管理研修等の実施 3 能力開発を促進するための事業 4 職業生活上の環境の整備、健康管理の実施を促進するための事業（地域団体に限る） 5 体系的な処遇の改善を推進するための事業 6 教育訓練の共同化又は広域化を推進するための事業 7 再就職、建設業への入職促進を支援するための事業 8 高齢労働者・女性労働者の活躍を促進するための事業 9 若年労働者の採用や定着を促進するための事業	■ 1から4について 支給対象経費の合計額の1/2、200万円 （全国団体は1,000万円）を限度 ■ 5から8のそれぞれについて 支給対象経費の2/3、100万円 （全国団体は400万円）を限度 ■ 7及び9の事業について 7において厚生労働大臣による実施計画の認定を受けて需給調整事業を実施する場合、及び9については、それぞれ支給対象経費の2/3、200万円（全国団体は800万円）を限度

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 雇用管理係
TEL：0744-22-5101 (P92、No.36)

人材確保等支援助成金 (建設業人材育成支援助成金)

趣旨・目的

中小建設事業主団体又はその連合団体が、小学校、中学校、高校等におけるキャリア教育への支援を行った場合、経費の一部を助成します。

概要

次の1から6の事業の実施に係る計画（建設業人材育成支援計画）を策定し、(独)雇用・能力開発機構の認定を受け、当該計画に従って取組を実施した場合、事業の実施に要した費用の3分の2に相当する額（全体で800万円を限度）を支給します。

1. 建設業人材育成支援協議会の設置・運営（助成は100万円限度）
2. 建設業の役割や魅力を伝える啓蒙活動又は加工技術等の体験指導
3. 建設現場における見学会又は体験実習
4. 職業訓練施設等における実践的スキル研修又は教育訓練等に係る情報提供
5. 教職員に対する建設業への理解や指導能力の向上を図るための研修
6. キャリア形成モデルの策定・提供

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 雇用管理係
TEL：0744-22-5101 (P92、No36)

中小企業退職金共済制度

趣旨・目的

中小企業に働く従業員のための退職金制度である「中小企業退職金共済制度」は、単独で退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済と国の支援によって設けられているものです。

概要

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

1. 加入条件
条件を満たしている中小企業であれば、どなたでも加入できます。
2. 掛金月額
年齢、勤続年数に応じて掛け金を選べます。
3. 加入手続き
「新規申込書」に記入、押印をして、下記窓口に提出して下さい。
○金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、商工中金）
○委託事業主団体（労働保険事務組合、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、青色申告会、労働基準協会、全国乗用自動車連合会、社会保険労務士会、中小企業勤労者福祉サービスセンター、日本税理士協同組合連合会等）
4. 退職金額
基本退職金＋付加退職金
5. 特定業種退職金共済制度
建設業・清酒製造業・林業に携わる期間雇用者を対象とする退職金共済制度については、下記の本部へお問い合わせ下さい。

建設業退職金共済事業本部	03-5400-4316
清酒製造業退職金共済事業本部	03-5400-4350
林業退職金共済事業本部	03-5400-4334

なお、新規に退職金共済制度に加入する場合や掛金月額を増額する場合には、事業主の方は一定期間掛金の一部に対して国の助成が受けられるほか、税法上、掛金は損金または必要経費として非課税扱いになるなどの特典があります。

問い合わせ先

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL：03-3436-0151 (P93、No40)

キャリア形成促進助成金 (訓練等支援給付金)

趣旨・目的

事業主が雇用する労働者のキャリア形成を促進するために、職業訓練等の実施又は労働者の自発的な職業能力開発を支援した場合に、訓練等に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成します。

概要

- 労働者に職業訓練（OFF-JT）を受けさせる場合
 - 経費助成 職業訓練に要した経費の1/3（中小企業のみ）
 - 賃金助成 訓練の実施期間中に支払った賃金のうち、訓練時間に応じた額の1/3（中小企業のみ）
- 契約社員やパートタイム労働者に職業訓練（OFF-JT）を受けさせる場合
 - 経費助成 職業訓練に要した経費の1/2（大企業は1/3）
 - 賃金助成 訓練の実施期間中に支払った賃金のうち、訓練時間に応じた額の1/2（大企業は1/3）
- ジョブ・カード制度における雇用型訓練（※）を実施する場合

（※）企業における雇用関係の下での実習（OJT）と教育訓練機関等における企業のニーズに即した学習（OFF-JT）とを組み合わせる実施される訓練であって、実習併用職業訓練と有期実習型訓練があります。

実施内容	助成率・助成額
①職業訓練（OFF-JT）を受けさせる場合	○経費助成 職業訓練に要した経費の4/5（大企業2/3）
	○賃金助成 訓練の実施期間中に支払った賃金のうち、訓練時間に応じた額の4/5（大企業2/3）
	○対象者1人につき、当該訓練の時間数に800円を乗じて得た額（中小企業のみ）
②職業訓練（OJT）を受けさせる場合	○賃金助成 訓練の実施期間中に支払った賃金のうち、訓練時間に応じた額の4/5（大企業2/3）
	○対象者1人につき、当該訓練の時間数に800円（大企業600円）を乗じて得た額
③キャリア・コンサルティングを受けさせる場合	○経費助成 外部機関等へ委託した場合の委託費等の1/2
	○経費助成 企業内にキャリア・コンサルティングを配置した場合に15万円
	○キャリア・コンサルティング実施期間中に支払った賃金の1/2（大企業1/3）
④ジョブ・カード制度による能力評価を実施した場合	○対象者1人につき4,880円
⑤訓練の導入に対する奨励費	○1人目の助成対象者が生じた場合20万円（中小企業のみ）

職業訓練等の実施

4. 労働者の自発的な職業能力開発を支援する場合

○自発的職業能力開発の支援内容によって、下表に掲げる額を支給します。

支援内容	助成率	奨励金（3年以内）		奨励金（3年経過後）
		制度利用者が生じた場合	利用者一人につき	利用者増加分1人につき
①経費を負担する制度を設け支援する場合	負担した経費の1/2（大企業1/3）	15万円 （中小企業のみ）	5万円 （中小企業のみ）	2万円 （中小企業のみ）
②時間を確保（勤務時間の短縮等）する制度を設け支援する場合	受講時間中に支払った賃金の1/2（大企業1/3）	30万円	5万円	2万円 （中小企業のみ）
③休暇制度を設け支援する場合	受講時間中に支払った賃金の1/2（大企業1/3）	15万円	5万円	2万円 （中小企業のみ）
④連続3か月以上の長期にわたる休暇制度を設け支援する場合	受講時間中に支払った賃金の1/2（大企業1/3）	30万円（制度利用者の代わりに人員を配置する場合は60万円）	10万円	4万円 （中小企業のみ）

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 助成係

TEL：0744-22-5302 (P92、No37)

中小企業雇用創出等能力開発助成金

趣旨・目的

奈良県知事から中小企業労働力確保法に基づく改善計画（※）の認定を受けた中小企業者事業主が雇用する労働者に、計画的に職業訓練等を実施する場合に、訓練等に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成します。

※雇用管理の改善を実施することにより、

1. 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保
2. 新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始による良好な雇用の機会の創出
3. 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するものについての計画をいいます。

概要

1. 労働者に職業訓練等を受けさせる場合
 - 経費助成 訓練の実施に要した費用の1/2（中小企業のみ）
 - 賃金助成 訓練の実施期間中に支払った賃金のうち、訓練時間に応じた額の1/2（中小企業のみ）
2. 労働者の自発的な職業能力開発を支援する場合
 - 経費助成 事業主が負担した従業員の申し出による能力開発に係る経費（教育訓練機関に支払う入学金及び受講料）の1/2（中小企業のみ）
 - 賃金助成 職業能力開発休暇期間中の訓練時間に応じ、支払った賃金の1/2（中小企業のみ）

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 助成係
TEL：0744-22-5302 (P92、No37)

キャリア形成促進助成金 (職業能力評価推進給付金)

趣旨・目的

事業主が雇用する労働者に、厚生労働大臣が定める職業能力評価（※）を受けさせた場合に、受験料及び受験時間の賃金の一部を助成します。

※厚生労働大臣が定める職業能力評価とは、以下のとおりです。

- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条の技能検定
- 技能審査認定規程（昭和48年労働省告示）により厚生労働大臣の認定を受けた技能審査
- 労働者の職業能力の開発及び向上に資するものとして職業能力開発局長が定める職業能力検定

詳細については、厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/a01/text07.html>) をご覧下さい。

概要

- 経費助成 職業能力検定等の受検に要した経費の3/4
- 賃金助成 職業能力検定等の受検時間に支払った賃金の3/4
(経費及び賃金の助成額をあわせて、1人につき年間5万円が限度です。)

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 助成係

TEL：0744-22-5302 (P92、No37)

建設業新分野教育訓練助成金

趣旨・目的

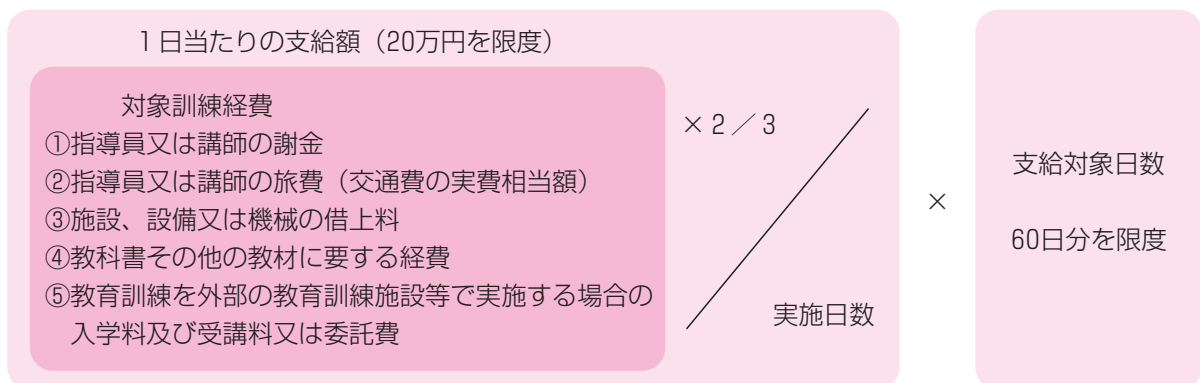
設労働者を継続して雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した中小建設事業主に対して助成します。

概要

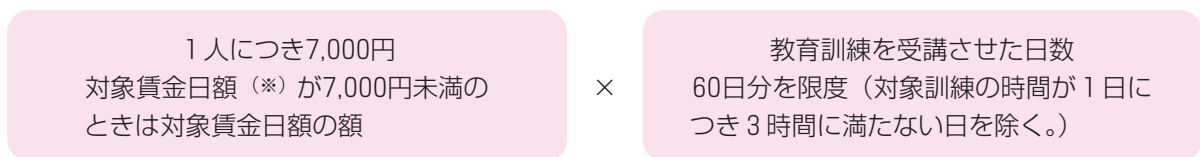
中小建設事業主が建設業以外の新分野事業を平成22年2月8日以降に新たに開始し、当該新分野事業に従事させるための教育訓練を開始する日の前日から起算して1年以上前から継続して雇用している建設労働者（雇用保険の一般被保険者）を対象に平成23年3月31日までに教育訓練を行い、訓練終了後、対象労働者を新分野事業に従事させ、対象訓練を終了した翌日から起算して1年以上継続して雇用することが確実である場合、以下に掲げる額を支給します。

支給額は1と2の合計額です。

1. 教育訓練に要した経費に対する支給額



2. 教育訓練の対象労働者に支払った賃金に対する支給額



※対象賃金日額の算定式

$$\frac{(\text{前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額})}{(\text{前年度1年間の1か月平均雇用保険被保険者数}) \times (\text{年間所定労働日数})} \times 0.8$$

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課
各公共職業安定所

TEL：0742-32-0209 (P92、No28)
(P92、No31)

中小企業等基盤強化税制 〔教育訓練費に係る法人税・所得税額の特別控除〕 (人材投資促進税制)

趣旨・目的

中小企業者等が実施する従業員研修の費用の一定割合を法人税・所得税から税額控除し、中小企業者等の人材育成を応援します。

- 資本金1億円以下の中小企業者（※）や個人事業者が利用できます。
- 業種による制限はありません。
- 教育訓練費の額の8～12%を税額控除します。
- 当該年度の教育訓練費をもとに税額控除額を計算することになりました。

※大企業の子会社は除かれます。

概要

【制度の概要】

- 中小企業者等は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する教育訓練費の総額の8～12%相当額を法人税額（個人事業者は所得税額）から税額控除できます。
- 「労務費のうちどれだけ教育訓練費に支出したか」によって、本制度の利用可否及び税額控除額が変わります。

【教育訓練の対象者（「使用人」）】

本税制の適用にあたっては、自社の使用人又は個人事業者のその事業に係る使用人に対する教育訓練費が対象になります。

使用人とは、正社員、契約社員、パート・アルバイトその他対価を受け取ってその事業に使用される者です。

【対象となる教育訓練費の範囲】

本税制の対象となる教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用であって、以下に示すものです。

また、必ず教育訓練等（教育、訓練、研修、講習など）を伴うものである必要があります。

- (1) 自社で教育訓練等を行う場合の費用
 - ア 外部講師謝金等
 - イ 外部施設等使用料
 - ウ 教科書その他の教材費
- (2) 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用
 - ア 研修委託費
 - イ 研修プログラム等作成委託費
- (3) 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用
 - ア 外部研修参加費

地域雇用開発能力開発助成金

趣旨・目的

雇用機会が著しく不足している地域（※）の事業主が当該地域に居住する求職者を雇い入れ、計画的に職業訓練等を実施する場合に、訓練に要した経費及び訓練実施期間中の賃金の一部を助成します。

※県内の対象地域

北和地域（奈良市、天理市、生駒市、山添村）

中和地域（大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、東吉野村、大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）

概要

雇用機会が著しく不足している地域に居住している者で、事業主に雇用されてから1年未満の者又は内定者（支給申請時まで被保険者になっている者に限ります。）に対して、計画的に職業訓練を実施した場合に、以下に掲げる額を支給します。

○経費助成 訓練の実施に要した費用の2／3（大企業は1／2）

○賃金助成 訓練の実施期間中に支払った賃金のうち、訓練時間に応じた額の2／3（大企業は1／2）

問い合わせ先

(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 助成係

TEL：0744-22-5302 (P92、No37)

職場適応訓練制度

趣旨・目的

障害者等（※1）の雇用拡大・促進を目的として、奈良県が事業主（※2）に職場内の訓練を委託し、それによって障害者等の作業環境への適応が容易になるようにしたうえで、訓練終了後は事業所に引き続き雇用していただく制度です。

概要

○一般職場適応訓練

障害者等に対し、事業所においてその事業所の業務に関する作業について訓練を行い、技能習得後に当該事業所に雇用されることを前提とした訓練です。

訓練期間は、6か月以内です。但し、重度障害者の方や中小企業において訓練を実施する場合は1年以内です。

【訓練手当等】

事業主 職場訓練委託費として訓練生1人につき月額24,000円を支給
 （重度障害者の場合 月額25,000円）〈訓練生に対する賃金は不要〉

訓練生 職場適応訓練手当として基本手当・受講手当・通所手当を支給

○短期職場適応訓練（職場実習）

障害者等に対し、実際に従事することになる仕事を体験することにより、就業の自信を与え、また事業主に対しては障害者等の技能の程度や職場への適応性の有無を把握してもらうことを目的とした職場実習です。

訓練期間は、2週間以内です。但し、重度障害者の方や中小企業において訓練を実施する場合は4週間以内です。

【訓練手当等】

事業主 職場訓練委託費として訓練生1人につき日額960円を支給
 （重度障害者の場合 日額1,000円）〈訓練生に対する賃金は不要〉

訓練生 職場適応訓練手当として基本手当・受講手当・通所手当を支給

※1 障害者等とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第2条に規定する障害者、45歳以上の求職者等、母子家庭の母等の求職者、中国残留邦人等永住帰国者等の方をいう。

※2 委託対象事業主は次の条件を満たす事業所の事業主とする。

- (1) 職場適応訓練を行う設備的余裕があること。
- (2) 指導員として適当な従業員がいること。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること。
- (4) 労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること。
- (5) 職場適応訓練終了後、当該職場適応訓練終了者を雇用する見込みがあること。

問い合わせ先

奈良労働局 職業安定部 職業対策課 TEL：0742-32-0209 (P92、No28)
 各公共職業安定所 (P92、No31)
 奈良県 健康福祉部 障害福祉課 TEL：0742-27-8514 (P91、No19)

中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する各種施策について、特に注意がない限り「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

1 中小企業の範囲

中小企業基本法においては、中小企業の範囲を次のように定義しています。

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製 造 業 ・ そ の 他	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 3 0 0 人以下
卸 売 業	資本金 1 億円以下 又は 従業者数 1 0 0 人以下
小 売 業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 5 0 人以下
サ ー ビ ス 業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 1 0 0 人以下

2 小規模企業者の定義

業 種 分 類	中小企業基本法の定義
製 造 業 ・ そ の 他	従業員 2 0 人以下
商 業 ・ サ ー ビ ス 業	従業員 5 人以下

※ 上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われる範囲が異なることがあります。

各種の制度をご利用になる場合は、制度担当者にご確認ください。

問い合わせ先一覧

○県関係部局

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス
1	奈良県 産業・雇用振興部 企画管理室	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8802	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2615.htm
2	奈良県 産業・雇用振興部 商工課 商工団体係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8804	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1661.htm
3	奈良県 産業・雇用振興部 商工課 地域産業振興係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8804	
4	奈良県 産業・雇用振興部 商工課 保安係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-5422	
5	奈良県 産業・雇用振興部 商工課 金融係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8807	
6	奈良県 産業・雇用振興部 商工課 高度化資金係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8807	
7	奈良県 産業・雇用振興部 商業振興課 商業振興係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8806	
8	奈良県 産業・雇用振興部 商業振興課 消費振興係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-5424	
9	奈良県 産業・雇用振興部 産業支援課 産業創出促進係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-7005	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1663.htm
10	奈良県 産業・雇用振興部 産業支援課 科学技術振興係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8814	
11	奈良県 産業・雇用振興部 産業支援課 産業政策係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-22-3674	
12	奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致グループ	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8813	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2652.htm
13	奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業立地支援グループ	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8872	
14	奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 ホテル誘致グループ	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8873	
15	奈良県 産業・雇用振興部 雇用労政課 労政福祉係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8828	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1664.htm
16	奈良県 産業・雇用振興部 雇用労政課 能力開発係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8834	
17	奈良県 産業・雇用振興部 雇用労政課 雇用促進係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8832	
18	奈良県 産業・雇用振興部 雇用労政課 雇用政策係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8812	
19	奈良県 健康福祉部 障害福祉課 障害者雇用促進係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8514	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1834.htm
20	奈良県 奈良しごとiセンター	630-8325	奈良市西木辻町93-6	0742-23-5729	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-11833.htm
21	奈良県 高田しごとiセンター	635-0096	大和高田市西町1-60	0745-24-2007	
22	奈良県立高等技術専門学校	636-0212	磯城郡三宅町石見440	0745-44-0565	http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1755.htm

○国の機関・国の関係機関

	部署名	郵便番号	住所	TEL	HPアドレス	
23	奈良労働局 労働基準部 監督課	630-8570	奈良市法蓮町387	0742-32-0204	http://www.nararoudoukyoku. go.jp/	
24	奈良労働局 労働基準部 安全衛生課	630-8570	奈良市法蓮町387	0742-32-0205		
25	奈良労働局 労働基準部 賃金室	630-8570	奈良市法蓮町387	0742-32-0206		
26	奈良労働局 労働基準部 労災補償課	630-8570	奈良市法蓮町387	0742-32-0207		
27	奈良労働局 職業安定部 職業安定課	630-8570	奈良市法蓮町387	0742-32-0208		
28	奈良労働局 職業安定部 職業対策課	630-8570	奈良市法蓮町387	0742-32-0209		
29	奈良労働局 雇用均等室	630-8570	奈良市法蓮町387	0742-32-0210		
30	奈良労働基準監督署	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	0742-23-0435		http://www.nararoudoukyoku. go.jp/01soshiki/02kantokusyo. html
30	葛城労働基準監督署	635-0095	大和高田市大中393	0745-52-5891		
30	桜井労働基準監督署	633-0062	桜井市粟殿1012	0744-42-6901		
30	大淀労働基準監督署	638-0821	吉野郡大淀町下淵364-1	0747-52-0261		
31	奈良公共職業安定所	630-8113	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1601	http://www.nararoudoukyoku. go.jp/01soshiki/03hellowork. html	
31	大和高田公共職業安定所	635-8585	大和高田市池田574-6	0745-52-5801		
31	大和郡山公共職業安定所	639-1161	大和郡山市観音寺町 168-1	0743-52-4355		
31	桜井公共職業安定所	633-0007	桜井市外山285-4-5	0744-45-0112		
31	下市公共職業安定所	638-0041	吉野郡下市町下市 2772-1	0747-52-3867		
32	(独)高齢・障害者雇用支援機構 奈良高齢・障害者雇用支援センター (奈良分室)	630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	http://www.jeed.or.jp/	
33	(財)介護労働安定センター 奈良支所	630-8115	奈良市大宮町4-266-1 三和大宮ビル2階	0742-35-2701	http://www.kaigo-center.or. jp/shibu/nara/	
34	奈良県中小企業団体中央会	630-8213	奈良市登大路町38-1	0742-22-3200	http://www.chuokai-nara.or. jp/	
35	近畿経済産業局 地域経済部 産業人材政策課	540-8535	大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6013	http://www.kansai.meti.go. jp/jinzai.html	
36	(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 雇用管理係	634-0033	橿原市城殿町433	0744-22-5101	http://www.ehdo.go.jp/nara/	
37	(独)雇用・能力開発機構 奈良センター 業務課 助成係	634-0033	橿原市城殿町433	0744-22-5302		

	部 署 名	郵便番号	住 所	TEL	HPアドレス
38	(株)日本政策金融公庫 奈良支店 中小企業事業	630-8115	奈良市大宮町7-1-33	0742-35-9910 フリーダイヤル 0120-154-505	http://www.jfc.go.jp/
39	(財)21世紀職業財団 奈良事務所	630-8115	奈良市大宮町6-9-1 新大宮第1ビル5階	0742-36-6777	http://www.jiwe.or.jp/
40	(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	105-8077	東京都港区芝公園1-7-6	03-3436-0151	http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

